

小牧市教育大綱 小牧市教育振興基本計画

平成 29 年 3 月

小 牧 市
小 牧 市 教 育 委 員 会



市長あいさつ

平成27年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、新たな教育委員会制度がスタートしました。

この改正では、より一層、民意を反映した教育行政に取り組むため、市長と教育委員会が教育行政に関する事項について議論を尽くす場として「総合教育会議」を設置するとともに、その地域の実情に応じた、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、小牧市においても、今回、この「小牧市教育大綱・小牧市教育振興基本計画」を策定いたしました。

大綱の策定にあたっては、総合教育会議での議論に留まらず、小・中学生の保護者の皆様や学校の先生方とも意見交換を行い、家庭や教育現場を取り巻く環境の変化について、改めて認識いたしました。

この大綱と基本計画には、それらを踏まえ、小牧市の教育における基本理念や目指す人間像、重点的に取り組む施策とその目標などが掲げられていますが、これらは単に行政や学校が取り組むべき事業計画ということではなく、地域や市民の皆様と力を合わせて目指していく、教育の理想を示したものだと言えます。

基本理念に掲げた、温かな心の源となる「愛」と自らを高める意志の源となる「夢」、そして人生をたくましく生き抜くことができる「生きる力」を育んでいくことは、小牧市の教育の理想の姿であり、教育が果たすべき最も重要な役割です。

この理念の下、小牧市の未来を担う子どもたちのため、小牧市が一丸となってその実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました総合教育会議委員の皆様、教育振興基本計画検討会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

小牧市長 山下 史守朗



教育長あいさつ

こどもは、「未来からの留学生」といわれます。将来を担っていく存在であることを端的に言い得た言葉です。私たちは、小牧で学ぶ子どもたちが、将来、社会人として自立していくための力を育む使命を担っています。

この度、小牧の教育の指針となる「小牧市教育大綱」が策定されました。この教育大綱には、本市の目指す人間像が描かれています。

この「小牧市教育振興基本計画」は、この教育大綱の基本理念と目指す人間像を具現化し、その実現を図るため実効性のある計画として策定するものです。

具体的には、「愛」と「夢」、「生きる力」を育むことを小牧の教育の最も重要な課題と捉え、その育成のために8つの基本目標を掲げることとしました。さらに、それぞれの目標の達成に向け37の施策を講じることとしております。

これからの教育を取り巻く情勢に目を向けたとき、大きな転換期を迎えています。学校教育においては、次期学習指導要領が、平成32年度には小学校で、平成33年度には中学校において完全実施されます。そのような状況の中、少子高齢化の流れは本市にも迫ってきています。地域の中の学校の在り方についても一定の方向性を示していく必要性が求められています。また、社会教育の分野においても、この少子高齢化を見据えて、市民が主役となって活力を創出する体制の整備が急務となっています。

このように、今後、小牧市において想定される諸課題に対する対応策として講じたものが、具体的な取組として「小牧市教育振興基本計画」の中に網羅されております。

この「小牧市教育振興基本計画」は、基本的には、今後10年先を見据えた形で策定されておりますが、時の情勢に応じて、随時見直しを図りつつ、今後の「小牧の教育」の指針となる存在として活用されることを、切に願うものです。

なお、この「小牧市教育振興基本計画」の策定にあたり、指導、ご助言を頂きました「小牧市教育振興基本計画検討会議」の委員の皆様に、深甚なる感謝申し上げます。

小牧市教育委員会

教育長 安藤 和憲



目 次

第1部 小牧市教育大綱.....	1
第1章 「小牧市教育大綱」の基本事項.....	3
（1）教育大綱策定の趣旨.....	4
（2）教育大綱の構成と期間.....	5
（3）策定体制と市民参画.....	6
第2章 目指す教育の姿.....	9
（1）基本理念と目指す人間像.....	10
（2）基本目標.....	12
第2部 小牧市教育振興基本計画.....	13
第1章 「小牧市教育振興基本計画」の基本事項.....	15
（1）計画策定の背景と趣旨.....	16
（2）計画の位置づけ.....	16
（3）計画の期間.....	17
（4）策定の体制.....	18
第2章 具体的な施策の展開.....	19
基本目標1 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実.....	20
施策1 確かな学力の定着を目指す「学び合う学び」を基本とした授業の推進.....	20
施策2 地域の特色を生かした学校教育の推進.....	22
施策3 未来にはばたく人材の育成.....	24
施策4 特別支援教育の推進.....	26
施策5 外国にルーツを持つ児童生徒への教育の推進.....	28
基本目標2 認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成.....	30
施策6 他者とのふれあいを通じた自己肯定感の育成.....	30
施策7 道徳心・社会性の育成.....	32
施策8 こどもの読書活動の推進.....	34
施策9 こどもの体力の向上・健やかな体づくり.....	36
施策10 学校給食や授業を通じた食育の推進.....	37

基本目標3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり.....	38
施策11 就学や進学に対する支援.....	38
施策12 教職員等の資質や指導力の向上.....	39
施策13 総合的な子育て・教育を支える環境の整備.....	40
施策14 将来を見据えた学校施設づくり.....	42
施策15 地域と連携した安全な環境づくり.....	44
基本目標4 家庭・地域・学校との連携による教育の推進.....	46
施策16 成長の基礎を支える幼児教育・保育の推進.....	46
施策17 家庭教育の育みへの応援.....	47
施策18 地域でこどもを育む意識の醸成.....	48
施策19 学校等と地域との連携強化.....	50
施策20 青少年健全育成活動の展開.....	51
基本目標5 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり.....	52
施策21 学習機会の提供と学習環境づくり.....	52
施策22 学びの成果が活用できる仕組みの充実.....	54
施策23 図書館サービスの充実.....	56
施策24 生涯学習活動を支える体制の整備.....	58
基本目標6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開.....	60
施策25 誰もが楽しめるスポーツ活動の推進.....	60
施策26 こどものスポーツ活動の充実.....	62
施策27 競技スポーツの振興.....	63
施策28 市民のスポーツ活動を支える環境整備.....	64
基本目標7 市民がともにつくる文化・芸術の振興.....	66
施策29 文化・芸術の鑑賞機会の充実.....	66
施策30 文化・芸術活動への参加促進.....	68
施策31 市民の創作活動への支援.....	70
施策32 文化振興を支える体制の整備.....	72
基本目標8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承.....	73
施策33 文化財の保護・活用.....	73
施策34 歴史・文化財・生活文化についての啓発・活用.....	74
施策35 小牧山の整備・活用.....	75
施策36 地域資源を生かしたふるさと学習の推進.....	76
施策37 市民との協働による歴史・文化の継承活動の展開.....	77

第3章 計画の推進体制.....79

（1）計画推進にあたっての体制.....80

（2）計画の評価・検証体制.....81

資料編.....87

（1）策定の経過.....88

（2）検討組織.....90

（3）用語説明.....95

この冊子内の※印がついている用語につきましては、資料編の「(3) 用語説明」で詳しい説明を行っています。

第 1 部 小牧市教育大綱

第 1 章 「小牧市教育大綱」の基本事項

第 1 章 「小牧市教育大綱」の基本事項

（１）教育大綱策定の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

この中で地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この教育大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定されるものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

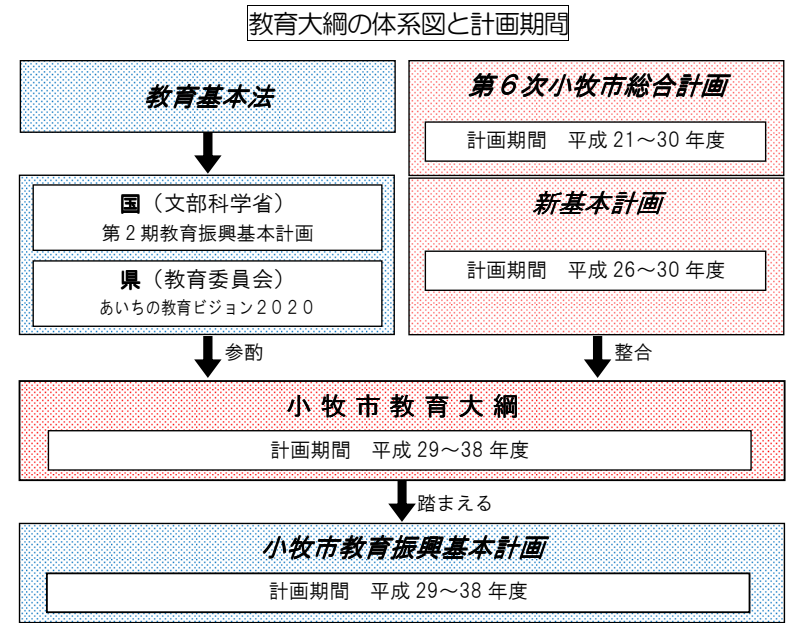
3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（２）教育大綱の構成と期間

教育大綱は、国の「第2期教育振興基本計画」ならびに愛知県の「あいちの教育ビジョン2020 - 第三次愛知県教育振興基本計画-」の内容を参酌するとともに、小牧市の最上位計画である「第6次小牧市総合計画新基本計画」との整合を図りながら策定されたものであり、小牧市の教育分野における指針となるものです。

この教育大綱が対象とする計画期間は平成29年度から平成38年度までとしています。計画期間内であっても、見直しが必要となった場合はこの限りではありません。



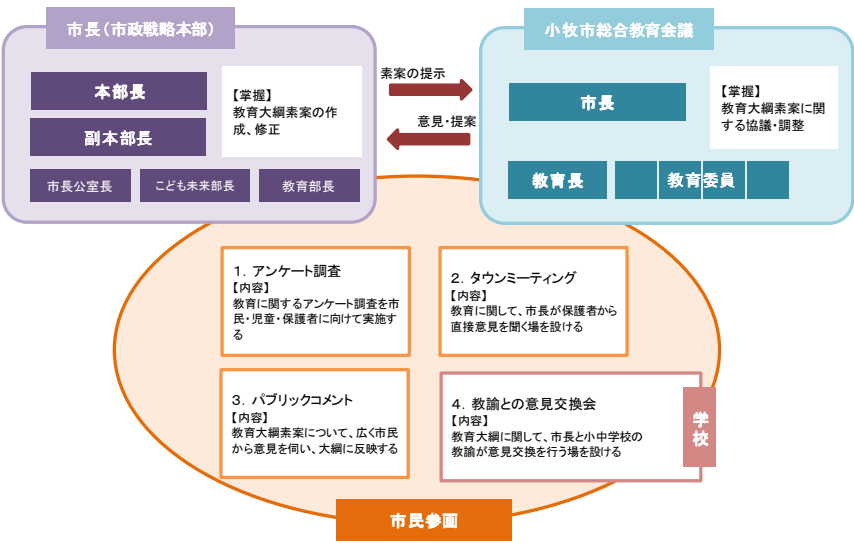
平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
小牧市教育大綱	策定		計画期間									
			必要に応じて見直しを行う									
小牧市教育振興基本計画	策定		計画期間									
			必要に応じて見直しを行う									
第6次小牧市総合計画 新基本計画			計画期間									

（３）策定体制と市民参画

教育大綱の策定にあたって、実際の教育現場に立つ教諭や保護者の意見を広く聴くために、小中学校の教諭による意見交換会や、小中学生の児童生徒を持つ保護者とのタウンミーティング、市民・児童生徒・保護者へのアンケート調査を実施しています。

教育大綱は、これらの調査で得た市民からの多くの意見を分析しながら、市長を本部長とした『市政戦略本部』で素案を作成し、市長と教育委員からなる『総合教育会議』で協議・調整を行ったうえで策定されたものです。

①策定体制



②市民参画

○教育に関する市長と教諭との意見交換会

教育に関する市長と教諭との意見交換会では、小牧市の教育の強み・特徴として、『アクティブ・ラーニング*の実施』や『ＩＴ機器の充実』など、児童生徒の積極的な学びを助ける教育環境が挙げられました。

一方で教育の課題・改善点では『学力の向上』として、学校の授業やテストなどで数値化することができる目に見える学力だけでなく、豊かな創造力・発想力やコミュニケーション能力などの数値化しづらい目に見えない力をどうやって身につけさせ、どのように評価していくか、といった課題が出されました。

また、『教員と保護者との関係づくり』や『家庭の教育力』など、教育における家庭の役割に関する意見もありました。

【概 要】

参加者	形式	テーマ
市内小中学校の教諭 27 名	グループワーク形式	小牧市の教育の強み・特徴と現在の教育の課題・改善点について

【主な意見】

～小牧市の教育の強み・特徴～

- ・全校的な学び合う学びの推進など、アクティブ・ラーニング*の先行実施
- ・デジタル教材やパソコンなどＩＴ（情報）機器が充実
- ・子どもたちの関係が良好（相談員の配置やグループワークの効果）
- ・小牧山城やしのおかの桃*など地域の歴史や特産品などを取り入れた学習 など

～現在の教育の課題・改善点～

- ・学力の向上（目に見える”学力”と目に見えない”生きる力”）
- ・保護者との関係づくり
- ・家庭の教育力
- ・増加する外国人児童生徒への指導 など

○小牧の教育を考えるタウンミーティング

小牧の教育を考えるタウンミーティングでは、将来どのような大人になってほしいか、というテーマに対して、『他人に優しい』、『人助けができる』、『友人を大切にする』など、人を思いやる温かい心を持った大人になってほしい、という意見が多く出されました。

また、『夢を持ち続ける』、『新しい発明をする』、『外国に行って交流する』といった、夢や将来に関する意見、『郷土愛』、『地域貢献』など、小牧への愛着に関する意見もありました。

【概 要】

参加者	形式	テーマ
市内小中学校に通う児童 生徒の保護者 23 名	グループ ワーク形式	1. 自分のこどもに将来、どのような大人になってほしいか 2. そのために家庭、地域、学校、行政にはどのようなことができるか

【主な意見】

～将来、ご自身のお子さんにどんな大人になってほしいか？～

- ・人に優しくできる大人
- ・家族や友人を助けられる大人
- ・友人を大切にする大人
- ・夢を持ち続けられる大人
- ・自分で決めたことはやり抜く努力をする大人
- ・新しい発明をするような技術者
- ・外国に行って交流のできる大人
- ・郷土愛のある大人
- ・地域に貢献できる大人
- ・小牧に定住してほしい など

～家庭、地域・ご近所、学校、行政、それぞれの立場で考えられること～

- ・家庭：家族の会話・コミュニケーション、こどもと正面から向き合う
- ・地域：地域での見守り・交流、あいさつ運動
- ・学校：こどもの意見を重視した問題解決、他校との交流
- ・行政：問題解決を学べる職業体験、ミーティングなどの場を作る、大人になっても定住してくれるようなまちづくり など

○アンケート調査（教育振興基本計画のアンケート調査に併せて実施）

区分	配布数	調査対象者
市民アンケート	2,000	20 歳以上の市民 2,000 人から無作為抽出
児童生徒アンケート	850	小学校 5 年生児童、中学校 2 年生生徒
保護者アンケート	850	「児童生徒アンケート」対象の児童生徒の保護者

第 2 章 目指す教育の姿

第 2 章 目指す教育の姿

(1) 基本理念と目指す人間像

私たちのまち小牧市は、“夢・チャレンジ 始まりの地”です。

それは、戦国の乱世において斬新な発想、革新的な挑戦によって時代を切り拓いた織田信長が天下統一の夢に向かって第一歩を踏み出した地であることに由来しています。

また、豊臣秀吉と徳川家康による「小牧・長久手の合戦」でもその名を歴史にとどめるなど、歴史や文化に恵まれたまちです。

さらに今日まで、先人のたゆまぬ挑戦と努力により、「小牧菜どころ米どころ」といわれたかつての田園都市から、中部圏有数の産業都市へと飛躍的に発展してまいりました。

こうした郷土の歴史を礎に、全ての市民の皆様とともに先人の“夢・チャレンジ”の精神を引き継ぎ、次代を担うこともたちの夢への挑戦を地域全体で応援するまちを目指し、市制 60 周年にあたり“こども夢・チャレンジNo.1 都市”を宣言しました。

今日、我が国の急速な少子高齢化の進展、地球レベルの環境問題の進行、経済社会のグローバル化と高度情報化の加速など、大きく変動する時代を迎えています。

このような激動の時代だからこそ、社会の変化に対応して、常に主体性を持って学び、考え、生涯にわたって自らを高め、人生をたくましく生き抜くことができる『生きる力』が強く求められています。

また、温かな心の源となる『愛』と、自らを高める意志の源となる『夢』は、どのような時代においても、人生で最も大切なものです。

そこで小牧市は、『愛』と『夢』、『生きる力』を育むことが、教育における最も重要な役割であると考え、小牧市の教育の理念と目指す人間像を次のように定めます。

【基本理念】

**郷土の歴史を礎に、市民とともに
愛と夢、生きる力を育みます。**

【小牧市が目指す人間像】

➤ 自他を愛する心や、国及び郷土を愛する心を大切にできる人

「愛」は、いのちを大切にし、自らを認め、自らを育ててくれた家族や隣人、郷土に感謝し、他者を思いやる温かな心の源となるものです。

家族や隣人を愛し、先人を敬い、我が国とふるさとを大切に思うことのできる人を育成します。

➤ 夢を持ち、志を抱いて、社会の発展に貢献できる人

「夢」は、自らを高め、常に前を向いて成長していくために大切なものであり、志を抱き、目標に向かって努力し続ける意志の源となるものです。

生涯にわたって、夢を持ち、志を抱いて、国や地域、国際社会の発展に貢献できる人を育成します。

➤ 主体的に学び・考え、社会の中でたくましく生きることのできる人

「生きる力」は、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の調和のとれた力のことで

す。
「知・徳・体」をバランスよく育て、自ら成長と発達を続けることで、変化の激しい社会をたくましく生きることのできる人を育成します。

(2) 基本目標

基本目標1 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

- ☞ 人と関わり合いながら学ぶ「学び合う学び」を進め、様々な課題に関心を持って主体的に学ぶことで、確かな学力を育みます。
- ☞ 理数教育や国際教育などを充実し、未来にはばたく人材を育成するとともに、特別支援教育*や外国人児童生徒への教育を推進します。

基本目標2 認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成

- ☞ 国や郷土を愛する心と自己肯定感を養うとともに、いのちを大切にする心や他者を思いやる心を育みます。
- ☞ 体力の向上や学校給食を通じた食育、読書活動の推進など、心身の健全な成長を支えます。

基本目標3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり

- ☞ 放課後などの学習支援や経済的な支援を充実するなど、一人ひとりのこどもの学びを保障し、教育の質を高めます。
- ☞ 学校施設の整備など、すべてのこどもが安心して学ぶことができる環境を整えます。

基本目標4 家庭・地域・学校との連携による教育の推進

- ☞ 家庭教育・地域教育を大切に、地域ぐるみでの教育、子育て、青少年健全育成活動を展開します。
- ☞ 家庭・地域・学校の連携を強化し、学校運営への多様な人材の参画・協力を推進します。

基本目標5 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり

- ☞ 誰もが、学びたいときに学びたいことを学ぶことができる環境を整備します。
- ☞ 自らの学びを社会や地域に還元し役立てるようにするとともに、互いに学びあい育ちあう関係を創出します。

基本目標6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

- ☞ 運動やスポーツを通して、あらゆる活動の土台となる基礎体力を育みます。
- ☞ 生涯にわたって誰もがスポーツを楽しむことができる機会や環境をつくります。

基本目標7 市民がともにつくる文化・芸術の振興

- ☞ 文化・芸術の鑑賞機会を充実するとともに、市民の創作活動を支援します。
- ☞ 市民と様々な文化団体との連携により、文化振興活動を支える体制を整備します。

基本目標8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承

- ☞ 郷土の歴史・文化に親しむことで、郷土への愛着や誇りを醸成します。
- ☞ 市民や関係機関と行政が協力し、郷土の歴史・文化遺産の保護、活用を進め、次世代へ継承します。

第 2 部 小牧市教育振興基本計画

第 1 章「小牧市教育振興基本計画」の基本事項

(1) 計画策定の背景と趣旨

国では、「教育基本法」に基づき、平成 25 年6月に日本の教育の振興に関する総合計画として、「第 2 期教育振興基本計画」が策定されました。また、愛知県教育委員会では、平成 19 年4月に県の教育の総合的な方向性を示した「あいちの教育に関するアクションプラン」が、平成 23 年6月に「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」が策定されました。そしてこれらのアクションプランの基本理念を継承した新たな計画として、平成 28 年度を初年度とする「あいちの教育ビジョン 2020 - 第三次愛知県教育振興基本計画-」が策定されています。

平成 27 年4月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長が総合教育会議を設置し、教育に関する「大綱」を策定すること等が地方公共団体に義務づけられました。

これらの動きを受け、本市では、「小牧市総合計画」の教育分野をさらに具体化するとともに、「小牧市教育大綱」を踏まえ、中長期的かつ総合的な展望に立って計画的に教育課題の解決を図るため、「小牧市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、小牧市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、小牧市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにするものであり、「教育基本法」第 17 条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として位置づけるものです。

教育大綱と教育振興基本計画

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）	教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）
第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（３）計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までとします。なお、「小牧市教育大綱」の計画期間も平成 29 年度から平成 38 年度までとします。
また、現行の教育、生涯学習等に関する各種計画は、計画期間の満了とともに、その進捗管理を本計画に統合していくこととします。

平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
小牧市教育大綱	策定												
小牧市教育振興基本計画	策定												
												改訂	

関連計画の計画期間

平成(年度)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
第6次小牧市総合計画・新基本計画													
第3次小牧市生涯学習推進計画											統合		
小牧市スポーツ振興計画											統合		
第2次小牧市文化振興ビジョン												統合	
小牧市子ども読書活動推進計画											統合		

※「統合」とは、本計画への統合（見直しに合わせて）

（４）策定の体制

本計画の策定にあたって、有識者を含めた外部委員により検討を行う「小牧市教育振興基本計画検討会議」と、教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関、こども未来部などの庁内組織内で検討を行う「小牧市教育振興基本計画調査検討委員会」を設置しました。
また、市民及び児童生徒、保護者の意見を把握するため、各種アンケート調査を実施しました。
さらに、「小牧市教育大綱」との整合を図るため、市長部局と教育委員会とが連携を密にして本計画を策定しました。

各種検討組織

区分	委員数	組織
小牧市教育振興基本計画検討会議	11 人以内	学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者のうちから教育委員会が委嘱するもの
小牧市教育振興基本計画調査検討委員会	24 人以内	教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の部長、次長、課長、主幹、課長補佐及び副主幹の職にある者、こども未来部の課長及び課長補佐の職にある者並びに教職員のうちから教育委員会が指名するもの

アンケート調査

区分	配布数	調査対象者
市民アンケート	2,000	20 歳以上の市民 2,000 人から無作為抽出
児童生徒アンケート	850	小学校5年生児童、中学校2年生生徒
保護者アンケート	850	「児童生徒アンケート」対象の児童生徒の保護者

第 2 章 具体的な施策の展開

基本目標 1 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

施策 1 確かな学力の定着を目指す「学び合う学び」を基本とした授業の推進

現状・課題

- 平成 32 年度から小学校で、平成 33 年度から中学校で、新しい学習指導要領*が完全実施されることとなります。新学習指導要領*では、新しい時代に必要となる資質・能力として「学びに向かう力・人間性」「生きて働く知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」を掲げています。本市でも、これらの資質・能力を育む教育を進めていく必要があります。
- これからの学校教育において、「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニング*という視点からの授業改善の充実が求められています。これは講義形式の教育ではなく、児童生徒が課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶものであり、本市では従来から「学び合う学び」の授業実践により先駆的に取り入れてきたものです。
- 各学校で「学び合う学び」を進めてきたことにより、人と関わり合いながら学ぶ姿勢の定着や授業についていけなくなる児童生徒の減少、応用力の向上といった、様々な成果がみられています。本市の学校教育の特色である児童生徒同士、児童生徒と教員の関わりを重視した「学び合う学び」をさらに推進していくことが重要です。
- アンケートの結果によると、本市の児童生徒保護者は、児童生徒の学力や教員の指導力に関心が高く、充実を求めていることがわかりました。「全国学力・学習状況調査」等の分析結果を踏まえた指導の充実や、教員の授業力向上による指導の充実などにより、児童生徒の学力向上を図っていく必要があります。
- 本市では、個に応じたきめ細かな指導を行うための少人数指導や「学習チューター※」による授業支援、全小中学校への電子黒板*、指導者用デジタル教科書の整備など、児童生徒の理解を深めるための授業を展開しています。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果によると、本市では児童生徒とともに記述式問題などの「書くこと」が苦手な傾向がみられます。友達の意見を聞いたり、みんなで話し合ったりする力は「学び合う学び」のなかで育まれているため、今後は苦手分野の底上げを図る取組を進めていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
互いに関わり合い学び合う授業の実施	教員が一方向的に知識を教えるのではなく、児童生徒が相互に学び合い、多様な考えにふれることで、新しい気づきや思いやり・他者理解を深める「学び合う学び」の授業の実現を図ります。	学校教育課
「学び合う学び」を支える教員研修の実施	研究委嘱校の指定や研究発表会等の実施、学校間の交流促進、今日的課題に対応するための研修会の開催等を通じ、「学び合う学び」を支えるための教員の指導力・授業力の向上を支援します。	学校教育課
全国学力・学習状況調査の活用	「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、その分析結果を活用して教育施策や授業等の改善に役立てます。また、調査の分析結果で明らかとなった本市の児童生徒の弱みとなっている学力分野の底上げを図ります。	学校教育課
市単独での小・中学校への非常勤講師の配置	少人数指導の実施などに対応するため、きめ細かな学習指導や生徒指導の充実を目指して非常勤講師を配置します。	学校教育課
学習チューター※派遣事業の実施	主に教員志望の大学生を、「学習チューター※」として市内小中学校及び公立幼稚園へ派遣し、授業や学校生活の支援を行います。	学校教育課



応時中学校



米野小学校

施策2 地域の特色を生かした学校教育の推進

現状・課題

○本市の小中学校では、開かれた学校づくりの一環として、学校評議員等による外部評価や、ホームページ・学校通信等を活用した積極的な学校情報の発信に努めてきました。

○市内では、一色小学校の梨づくり、三ツ瀧小学校の米づくり、光ヶ丘中学校の地域ふれあい学びフェスティバルなどの、地域人材や特色を生かした学校独自の取組も行われています。

○近年では、多様な地域人材等との連携・協働による、地域ぐるみで行う教育の重要性が増しています。平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申においては、これからの公立学校は「地域とともにある学校」へと転換していくことが必要であるとされ、その仕組みのひとつである「コミュニティ・スクール※」に注目が集まっています。

○コミュニティ・スクール※は、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

○本市では、地域で助け合う・支え合うための小学校区単位の新しいコミュニティ※組織「地域協議会」の設立に取り組んでいます。コミュニティ・スクール※と地域協議会は、地域とともに子育てや教育を支援する組織として共通の目的があり、コミュニティ・スクール※は地域協議会の役割の一翼を担います。

○応時中学校区コミュニティ連絡協議会などのように、地域と連携しながら、「地域とともにある学校」をつくっていくためには、それぞれの活動を展開し、つないでいくための人材育成等、総合的な体制整備を進めていく必要があります。

○小中連携教育に関して、本市では、すべての学校で中学校進学時の小中連絡会を開催し、情報交換を行っています。また、学校行事を通じた児童生徒の交流や授業研究を通じた教職員の交流、小学校・中学校間での教職員の人事交流などを積極的に行っています。



一色小学校（梨づくり）



三ツ瀧小学校（米づくり）

具体的な取組

取組	内容	担当課
学校評価の実施	各学校において、自己評価や学校関係者評価、外部評価などを行い、評価結果を生かしてより良い学校づくりを推進します。	学校教育課
特色ある学校づくり推進事業の実施	各小中学校が創意工夫し、地域の特性や人材を生かして特色ある教育活動が進められるよう、特色ある学校づくり推進事業を実施します。	学校教育課
学校地域コーディネーター派遣事業の実施	各学校への学校地域コーディネーターの派遣により、学校支援ボランティア*の活動支援、児童生徒の地域活動への参加を促進することで、学校・家庭・地域の連携を図ります。	こども政策課
学校教育における人材との連携・地域資源の活用	地域の様々な人材との連携を進め、授業や児童生徒の安全確保、体験活動等が行えるよう、人材バンク等の仕組みを整備します。また、地域の自然や施設などその校区の特色を生かし、環境教育やキャリア教育*などの充実を図ります。	学校教育課
コミュニティ・スクール*の導入	コミュニティ・スクール*に関する研究を進めるとともに、市内学校での導入を検討します。	学校教育課
小中連携教育の推進	これまで取り組んできた良好な小中連携のさらなる充実を図ります。小中合同での行事や授業研究などについての計画・実施がしやすくなるよう各学校を支援します。	学校教育課



コミュニティ連絡協議会（応時中フォーラム）

施策3 未来にはばたく人材の育成

現状・課題

○キャリア教育*は、児童生徒が社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現していくために重要なものです。本市では、中学校2年生の生徒を対象に「職業人体験学習」を実施し、地域事業所の協力のもとで社会人としての資質の基礎を学ぶ機会を設けています。

○本市では、平成26年度から「夢の教室」を実施しています。「夢の教室」では、一流のスポーツ選手を「夢先生」として招聘し、講義と実技を通じて児童生徒に夢を持つこと等の大切さを伝えていきます。

○市民アンケート、児童生徒保護者アンケートでは、教育に活用すべき本市の特色として、「企業」と回答する人が多くみられました。各学校では、地域の工場や農家等との連携のもとで地域に根差した授業を実施していますが、今後もさらに、地域で事業展開する航空機産業や様々なものづくり企業と連携したキャリア教育*や理数教育を推進していく必要があります。

○社会のグローバル化等に対応するため、外国語教育の充実等が必要となっており、平成32年度から順次実施される予定の新しい学習指導要領*の内容には、小学校中学年以降の英語教育の本格実施などが含まれています。本市ではすでに小学校低学年から外国語にふれる活動に取り組んでおり、小学校への外国語指導助手（ALT）の配置や、中学校の指導内容との連続性を考慮した市独自の英語活動カリキュラムを作成するなど、充実を図っています。

○さらに、近年、多様な情報ツールが普及し、こどもでもインターネットに触れることが増えていきます。情報を適切に活用できる能力の育成と同時に、ルールやマナー等に関するネットワーク上での様々なトラブルを回避するための知識や、情報モラル*を身につけることが重要です。



キャリア教育*



キャリア教育*

具体的な取組

取組	内容	担当課
地元企業等と連携したキャリア教育※の推進	学校・地域・企業・保護者等、様々な主体との連携のもと、生徒一人ひとりの、自分の進路を選択・決定する能力や確かな勤労観・職業観、「職業人」としての資質を育むキャリア教育※を推進します。	学校教育課
「夢の教室」の実施	夢を持つことや、夢の実現に向けて努力することの大切さを児童生徒に伝える機会として、「夢の教室」を実施します。	学校教育課
理数教育の推進	児童生徒の科学技術に対する興味・関心を高める取組を推進するとともに、理科授業の充実を図ります。また、JAXA（宇宙航空研究開発機構）との連携により、専門性の高い、魅力ある授業を展開します。	学校教育課
小中学校における英語教育の推進	外国語指導助手（ALT）の配置や独自カリキュラムの活用などにより、小中学校の英語教育の充実を図ります。	学校教育課
情報活用能力・情報モラル※の育成	コンピュータシステムを活用した授業法の研究開発を行うとともに、インターネットホームページやEメールを活用した学校の情報発信、情報交換等を行います。また、児童生徒への情報モラル※教育を推進します。	学校教育課



ALTによる英語教育

施策4 特別支援教育※の推進

現状・課題

○平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、過度の負担にならない範囲で障がい者に支援・配慮することを求める「合理的配慮※」を行うことが義務づけられています。

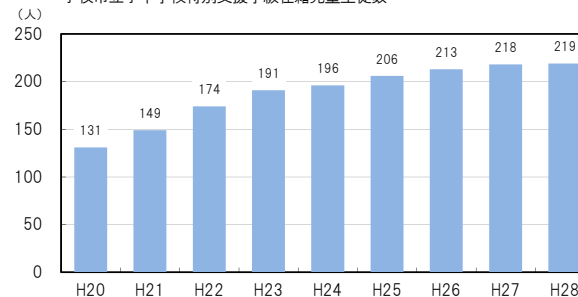
○本市の特別支援学級は市立小中学校25校すべてに設置しています。必要に応じて巡回による指導を行う通級指導教室では、通常の学級に通う支援が必要な児童への指導を行っています。また、市内には県立の特別支援学校が1校あります。

○障がいのある児童生徒には、自立や社会参加に向け、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導や支援が必要です。特に、乳幼児期から学校卒業後までの、切れ目のない一貫した支援が重要になるため、本市では教育、保健、医療、福祉、労働との連携による「特別支援教育連携協議会」を設置し、協議を行っています。

○本市では早期からの教育相談、専門家による本人、保護者への相談体制を整備しており、さらに、乳幼児期から高等学校まで、一貫した支援を行うためのツールとして「個別的教育指導計画」を作成し、引き継ぎを行っています。

○障がいのある児童生徒は、その障がいの状況によって、それぞれ特別支援学校や地域の小中学校の特別支援学級、通常の学級へ通っています。

小牧市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒数



資料：小牧市教育委員会（各年5月1日時点）

具体的な取組

取組	内容	担当課
合理的配慮*の浸透	児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮*の浸透を図ります。	学校教育課 教育総務課
通級指導教室の実施	小中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導教室の充実を図ります。	学校教育課
必要に応じた支援員、介助員の配置	通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒が支援を必要とする場合等に、支援員の配置を検討します。また、必要に応じて特別支援学級への介助人配置について調査・検討します。	学校教育課
特別支援教育連携協議会の実施	「特別支援教育連携協議会」での協議を通じ、乳幼児期から学校卒業後までの、切れ目のない一貫した支援を行います。	学校教育課
特別支援教育相談員の配置	より充実した特別支援教育*の推進のため、特別支援教育相談員を配置します。また、特別支援教育相談員を中心に巡回相談を充実させます。	学校教育課
教育支援相談の充実	「こどもこころの相談室」において、児童生徒の教育支援について、保護者や教員への相談対応を行います。	学校教育課



学校施設のバリアフリー

施策5 外国にルーツを持つ児童生徒への教育の推進

現状・課題

○本市の外国人市民の割合は平成28年4月時点で4.9%となっています。国籍、文化、言語等に関わらず、相互に違いを認め合い、思いやり支え合う多文化共生のまちづくりを進めていくことが必要です。

○本市の小中学校に通う、日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しています。本市では、「日本語初期教室にじっこ教室」での指導や、各学校での日本語指導教員による指導、語学相談員による学習適応指導や配布文書の翻訳、日本語指導員による学校巡回などを行っていますが、増加するニーズに対応する支援スタッフの不足等、体制面が課題となっています。

○生まれてからずっと日本で暮らしているため、外国にルーツを持ちながらも、言語の違いから親子のコミュニケーションができてにくいという課題を持つ児童生徒も見られます。



プレスクール



プレスクール

具体的な取組

取組	内容	担当課
プレスクールの実施	外国にルーツを持つ児童が小学校に早期に適應できるように、プレスクールを実施します。	シティプロモーション課
日本語初期教室の実施	小牧市内の小中学校に転入学する日本語がわからない児童生徒に対し、日本語の日常会話や日本の学校のきまり、習慣や基礎的学習などの定着を図り、安心して日本の学校に適應するための指導を実施します。	学校教育課
必要に応じた語学相談員の配置	ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語の語学相談員を配置し、学習適應指導、母語指導、児童生徒の心のケア、通知表や各種書類の翻訳、夏休みや冬休みの日誌の翻訳、保護者からの相談など、生活自立・社会自立・職業自立等に向けた支援を行います。また、増加するニーズに対応するため、支援人材等の配置を検討します。	学校教育課
外国にルーツを持つ生徒等への進路相談の実施	外国にルーツを持つ生徒及びその保護者に対し、進路説明会を開催し、中学校卒業後の進学・就職等について検討するための情報を提供します。	学校教育課



日本語初期教室にじっと教室

基本目標 2

認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成

施策6 他者とのふれあいを通じた自己肯定感の育成

現状・課題

○「自己肯定感」は、自己の存在を肯定的に受け入れられる感覚のことであり、人生をより良く生きていくための重要な要素のひとつです。国の調査によると、日本の若者は「自分自身に満足している」と回答する割合が他の国よりも低い傾向があり、自己肯定感について課題が見られます。

○自己肯定感とは、家族・学校・地域の人間関係などにも関わりがあるとされています。核家族化や、インターネット等を通じたコミュニケーション方法の増加などを背景に、多様な人との実体験を通じた交流ができていく環境となる中、家庭や地域、学校で人と関わり、自分や相手を認め合うことを通じて自己肯定感を育み、自分の在り方・生き方について考えていく機会をつくることが重要です。

○児童生徒の健やかな成長を支援する上で、不登校等の問題を解決していく必要があります。本市では、不登校児童生徒の学校復帰を目指し、適切な指導・支援を行うため、2か所の適応指導教室を開設しています。不登校児童生徒の出現率を低くするために、家庭や地域と連携したさらなる未然防止等の取組の充実が求められています。

○本市では、学校カウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※、心の教室相談員等を配置し、児童生徒の悩みや相談の対応にあたっています。

○明治時代に、小牧市の住民が北海道の八雲町※に入植し、開拓を始めた歴史的な背景から、小学校児童同士の交流事業を実施しています。児童同士が学習・体験活動を通して、友情を育てることに寄与しており、今後も、小牧市と八雲町※の児童がお互いのふるさとを学びともに理解を深められるよう、時代にあった交流方法を考えていく必要があります。



八雲町※との交流

具体的な取組

取組	内容	担当課
自己肯定感獲得動画を活用した啓発	乳幼児健診や市のホームページ、出前講座等において、自己肯定感獲得動画のPRを行い、乳幼児期から就学前までのこどもたちに対する親や地域の人たちの関わり方についての啓発を行います。	保健センター
健康教育における自己肯定感についての啓発	4 か月健診時や市内の希望する団体に対して、自己肯定感の大切さや家庭や地域においてどのように自己肯定感が育まれるかについて健康教育を実施します。	保健センター
児童生徒の体験活動の充実	児童生徒の豊かな心を育むため、ボランティア*団体や生涯学習団体、地域の協力による体験学習を実施します。	学校教育課 こども政策課
こども自然体験活動事業の実施	季節に合わせた自然と触れ合う体験活動講座を開催します。また、 ^{あひの} 森を里山体験活動の場として活用するとともに、必要な整備・管理を実施します。	こども政策課
不登校の未然防止と対策	学校、家庭、地域との連携により、不登校の未然防止を図るとともに、早期対応を強化します。また、不登校の児童生徒に対しては、適応指導教室での支援や、各学校との連携を強化します。	学校教育課
児童生徒の心のケアの実施	スクールソーシャルワーカー*や学校カウンセラー*の配置、心の教室相談員の配置等を通じ、児童生徒が抱える様々な悩みごとへの相談、支援体制を充実します。	学校教育課
八雲町*児童との学習交流	北海道二海郡八雲町*との児童学習交流を実施します。夏季には小牧市の児童が八雲町*を訪問し、冬季には八雲町*の児童の来訪受入を行います。	教育総務課

施策7 道徳心・社会性の育成

現状・課題

○今後、さらなるグローバル化の進展により、多様な文化や価値観を持つ人々と協働して社会を形成していく力が求められてきます。そのため、未来の担い手となるこどもたち一人ひとりが、基本となる倫理観やルールやマナー、道徳心・社会性を身につけることが非常に重要になっています。

○小中学校の道徳の授業は、小学校で平成30年度から、中学校で平成31年度から、「特別の教科」として教科化されます。

○現代のいじめの問題は深刻です。いじめは児童生徒の心に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、根絶に向けたさらなる対策が必要です。

○本市では、「小牧市いじめ防止基本方針」及び各学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校におけるいじめへの対策に取り組んでいます。また、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」及び「いじめ問題対策連絡協議会」を設置しています。



生と性のカリキュラム



「ジュニア奉仕団」活動

具体的な取組

取組	内容	担当課
道徳教育の推進	道徳の授業の教科化を見据え、授業の実施方法、家庭や地域等との連携方法について研究を行い、道徳教育の充実を図ります。	学校教育課
人権教育の推進	児童生徒の発達段階に応じた指導等を行うとともに、人権週間等の機会をとらえながら、様々な人権問題について考え、学ぶ機会をつくります。	学校教育課
生命尊重に関する教育の推進	小牧市独自のカリキュラム「生と性のカリキュラム」を小牧市内の小中学校で実施します。また、市内高校とも連携し、高校における「生と性のカリキュラム」の実施につなげます。	保健センター 学校教育課
情報モラル*の育成	児童生徒への情報モラル*教育を推進します。（一部再掲）	学校教育課
児童生徒のボランティア*活動の促進	児童生徒の主体的な福祉ボランティア*活動などを推進するとともに、中学生による「ジュニア奉仕団」活動等を促進します。	学校教育課 社会福祉協議会
生徒指導等を通じた規範意識の育成	家庭や地域等と連携しつつ、道徳の授業や学校での生活指導を通して、児童生徒の自主的活動を支援するとともに規範意識を醸成します。	学校教育課
いじめの未然防止と指導の強化	「小牧市いじめ防止基本方針」に基づき、総合的ないじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。また、いじめへの対応を協議する各種会議を開催し、迅速な対応を行います。	学校教育課



情報モラル*教育

施策8 こどもの読書活動の推進

現状・課題

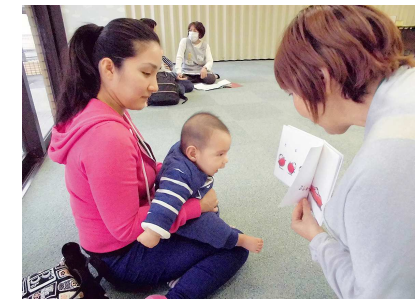
○平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、国においてはこれまで3次の「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」が策定されています。平成 25 年5月に策定された第3次計画では、学校段階が進むにつれて読書離れの傾向がみられることや、読書環境の地域間格差などの新たな課題に対応した方向性が示されています。

○愛知県においては、平成 26 年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）」が策定されており、基本理念に「読書が好き！と言える子どもの育成を目指して」を掲げて各取組が推進されています。

○本市では、平成 23 年3月に「小牧市子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定し、各取組を推進してきました。学校図書館司書の配置、施設配本サービス、ブックスタート*など、これまでの成果を引き継ぐとともに、学校と図書館の連携をさらに進め、こどもの読書活動の推進を図る必要があります。



えほん図書館のおはなし会



ブックスタート*

具体的な取組

取組	内容	担当課
ブックスタート*の実施	保健センターでの4か月児健診で、絵本の読み聞かせとプレゼントを行う「ブックスタート*」を継続して実施します。	図書館
幼稚園・保育園・児童館・保健センターでの読書活動の推進	よりよい親子関係やこどもの豊かな心づくりのため、年齢や発達段階に合った読書活動を推進します。	保健センター 保育課 こども政策課
図書館ボランティア*の育成	図書館のおはなし会やブックスタート*に協力するボランティア*を育成します。	図書館
おはなし会やイベントの実施	ボランティア*グループによる「おはなし会」や「クリスマス会」などのイベントを実施します。	図書館
「子ども読書の日」を中心とした普及啓発活動の推進	「子ども読書の日」を中心に、その日から始まる「こどもの読書週間」の趣旨にふさわしい事業を実施します。	図書館
施設配本サービスの実施	幼稚園、保育園、児童クラブ、小中学校や福祉施設などへ希望される本を配送する「施設配本」サービスを継続して実施します。	図書館
学校における読書活動の推進	朝読書、読書感想文コンクール等の実施を通じ、学校において児童生徒が読書に親しむ機会をつくります。	学校教育課
学校図書館の運営支援	小中学校へ市立図書館から職員を派遣し、学校図書館の運営を支援します。	学校教育課 図書館
小中学生にすすめるブックリストの活用	学校と共同で作成したブックリストの図書を学校図書館に整備するとともに、児童生徒が読書記録を蓄積できるようにします。	図書館 教育総務課 学校教育課
ホームページやブックリスト等による情報提供	図書館のホームページだけでなく、市役所や教育委員会のホームページを活用し、図書館や学校図書館の活動や行事を広く市民に情報提供します。	図書館
学校図書館・市立図書館連絡協議会の開催	毎年開催し、情報交換や課題解決に向けての協議を行い、連携を図ります。	図書館
デジタルコンテンツ活用の検討	デジタルコンテンツも含めた情報提供についての体制整備に向け、研究を進めます。	学校教育課

施策9 こどもの体力の向上・健やかな体づくり

現状・課題

○平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」において、学校における体育は、青少年の心身の健全な発達や生涯にわたるスポーツに親しむ態度の育成に重要な役割を果たすものであると位置づけられています。

○現在の児童生徒とその親の世代である30年前とを比較してみると、身長、体重などは親の世代を上回っているのに対し、体力・運動能力は大きく低下しています。その背景には、遊び方が屋外からゲームなどの室内へと変わったことや、生活の利便性の向上などにより日常的に体を動かす機会が減少していることなどがあると考えられます。

○「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、本市の児童生徒の体力・運動能力はやや全国平均を下回っており、体力の向上や運動習慣の定着に向けた指導をさらに強化していく必要があります。

○運動系部活動においては、全国的に教員の指導負担の増加、生徒の多忙化などにより、指導体制の大幅な見直しに向けた議論が進められています。本市においては、一般市民が学校運動部の指導を行う「小牧市公認スポーツ指導員」制度を整備しています。

○児童生徒の健康については、生活習慣病罹患の低年齢化が見られることや、思春期の過度なダイエット、運動することもしないこどもの二極化などが課題となっています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
学校体育における体づくりの推進	体育、保健体育等の授業を通じ、運動習慣の定着や体育活動の充実を図ります。	学校教育課
運動系部活動における支援体制の整備	運動系部活動において、部活動の指導や単独での引率等を行うことができる「部活動指導員（仮称）」の配置に向けた人材の確保と育成に向け、検討を進めます。	学校教育課
健康教育の推進	児童生徒の心身の健康を確保するための健康教育を推進します。	学校教育課

施策 10 学校給食や授業を通じた食育の推進

現状・課題

- 食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置づけられています。本市では、平成 21 年 3 月に「小牧市食育推進計画」を策定し、総合的な食育推進を図ってきました。平成 29 年 3 月には「第 3 次小牧市食育推進計画」が策定されました。
- ファストフードやレトルト食品などの普及、ライフスタイルの変化などにより、家庭料理や郷土料理に対する関心が薄れてきています。また、近年では貧困などにより健全な心身の発育・発達に必要な栄養摂取ができていない子どもの問題も出てきています。
- 学校においては、給食の時間や、家庭科、総合的な学習の時間等の授業を通じた食育を推進しています。栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導を行っています。
- 近年、食物アレルギーを有する児童生徒も増加しており、学校給食における除去食、代替食などの対応や、詳細な献立情報の提供等が必要になっています。しかし、アレルギーの原因となる食材が多岐に渡っており、情報の提供が困難な状況となっています。
- 給食においては、地産地消を推進する観点から可能な限り地元産の農産物の使用に努めていますが、生産者の高齢化や品質のばらつきなどにより、安定した地元農産物の確保が困難となっています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
栄養教諭・学校栄養職員等による食育・給食指導	栄養教諭・学校栄養職員が市内各校を巡回し、給食時間等を活用して食育指導を行います。	学校教育課 学校給食課
衛生管理の徹底	調理・配送・配膳業務に関わる作業者の健康管理や病原菌等の検査を実施します。また、調理現場などの施設や機械・器具について清掃・消毒を行い、食材についても細菌検査を行って、安全・安心な学校給食を提供します。	学校給食課
食物アレルギーへの対応	市内全小中学校を対象に、乳及び卵の除去食の提供を行います。また、保護者との連携のもと、その他のアレルギーを有する児童生徒への対応を行います。	学校給食課
給食における地産地消	地元産の食材を学校給食に取り入れ、地域農業や郷土料理への関心を高めます。	学校給食課

基本目標 3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり

施策 11 就学や進学に対する支援

現状・課題

- 経済状況に起因する学習状況の違いが「教育格差」となってあらわれてきているため、貧困の世代間連鎖を断ち切るために、学校教育の役割は非常に重要なものとなっています。
- 本市では、経済的に困窮しており、就学が困難な児童生徒の保護者に、就学援助を行っています。また、高校進学にあたっては、審査基準を満たした生徒に対して高校入学時に必要な経費の一部を支給しています。
- 本市独自の取組として、保護者の授業料負担の軽減のため、私立高等学校等の授業料負担に対する助成を実施しています。
- 経済的に困窮する若者の支援については、国において返済の必要がない給付型奨学金の創設に向けた検討がはじまるなどしており、今後の動向を注視していく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
経済的理由で進学が困難な生徒への経済支援	本市の中学校を卒業した、経済的に恵まれない生徒が高校等へ進学する場合に、小牧市育英資金支給要綱に基づき入学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課
経済的に困窮している児童生徒の保護者に対する費用の助成・就学援助	経済的な理由で就学が困難な小牧市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校でかかる費用（給食費、学用品費、修学旅行費等）の一部を援助します。	学校教育課
児童生徒に対する学習支援の実施	「駒来塾」を開設し、児童生徒が一定レベルの学力維持ができるよう学習支援を実施します。	学校教育課 福祉総務課 こども政策課

施策 12 教職員等の資質や指導力の向上

現状・課題

○平成 32 年度から、順次、新しい学習指導要領*が実施されることとなります。教員には新たな教育に対応するための研究や授業改善などが求められています。

○本市では、「学び合う学び」を推進する中で、同僚性を生かした校内授業研究や、実効性のある参加型の教職員研修を実施しています。また、市教育委員会では、研究委嘱校を指定し、研究発表会を通じた市内各校への研究結果のフィードバックを行っています。今後も、より質の高い授業を目指した授業研究や教職員研修の取組を充実させていく必要があります。

○教職員には、食物アレルギーへの対応や特別な支援が必要な児童生徒への対応など、今日的課題に対応するための知識・指導技術も求められており、さらなる教職員研修内容の充実が必要となっています。また、同時に教職員の多忙化も指摘されており、教職員のメンタルヘルス対策や多忙化解消も重要な課題となっています。

○市民アンケートでは、授業以外で教員が優先すべき業務として「教員自らの資質・能力向上のための研修」が最も多くあげられました。また、アンケート結果の分析からは、教員の指導力の向上、特に重点的に取り組むべき事項であると位置づけられました。

具体的な取組

取組	内容	担当課
教職員研修委員会の充実	教職員研修委員会において、総合的な授業研究や教員研修の充実を図るとともに、今後を見通した研修等の企画を行います。	学校教育課
参加型の教員研修の推進	教員のキャリア等に応じ、一人ひとりの意欲や授業力を高めるための参加型の教員研修を推進します。	学校教育課
授業研究の推進	同僚性を生かした校内授業研究の充実を図ります。	学校教育課
学力向上のためのスーパーバイザーの招聘	スーパーバイザーの招聘などにより、児童生徒の学力向上に向けた研修の充実を図ります。	学校教育課
研修を目的とした学校間の交流促進	市内の学校、教員同士が指導力向上に向けて相互に学び合うことを目的に、学校間での交流を促進します。	学校教育課
今日的な教育課題に対応した研修の実施	今日的な教育課題に対応するため、様々なテーマによる研修内容の充実を図ります。	学校教育課

施策 13 総合的な子育て・教育を支える環境の整備

現状・課題

○本市では、子育てしやすいまちづくりに取り組む中で、「こども夢・チャレンジ No.1 都市」を掲げています。様々な課や児童館をはじめとする福祉分野及び関係機関との連携のもとで、こどもが多様な体験をしながらのびのびと成長できる環境づくりや、保護者の子育て・教育を支える体制づくりを進めています。

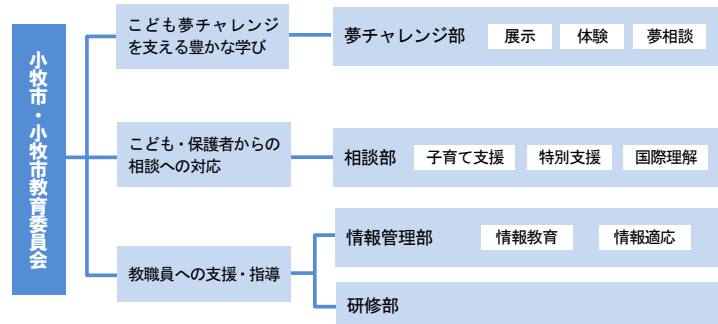
○本市では、子育て支援やこどもの教育に関して様々な事業を展開していますが、市民にとっては窓口が多岐に渡るにより、相談や支援を利用しにくい場合があります。このような中、より一元的に子育て・教育を支える体制を整備していくことが重要です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
こども夢・チャレンジ事業の展開	こどもの夢を育み、夢へのチャレンジを応援するため、こどもの将来の夢を育むきっかけとして市内の企業見学や職業体験会、夢にチャレンジする計画への助成、海外留学する大学生等に対する奨学金の支給などの事業を行います。	こども政策課
こども未来創造センター（仮称）の設置	子育てや教育に関わるすべての課、関係機関等と連携し、小牧市のすべてのこどもや保護者、教員等を支える「こども未来創造センター（仮称）」の整備を目指します。	学校教育課 こども政策課



こども夢・チャレンジ 助成金支給事業 公開プレゼンテーション



こども夢・チャレンジ 助成金支給事業 市内産業見学会

施策 14 将来を見据えた学校施設づくり

現状・課題

○国全体で、様々なインフラの老朽化対策や安全性の向上のための取組が進められています。本市においても、今後、公共施設の老朽化対策や建替え等が必要になってきますが、一方で人口減少、少子高齢化の進行により公共施設の需給バランスや市民ニーズが変化してくることが想定されます。このような中、本市では、平成 26 年 10 月に「小牧市公共施設白書」を作成し、公共施設の配置や利用状況などに関する現状・課題を明らかにしました。

○「小牧市公共施設白書」における実態把握や分析をもとに、小牧市では「公共ファシリティマネジメント※基本方針」「公共施設適正配置計画」「公共施設長寿命化計画」が、平成 28 年度に策定され、学校を含む教育施設についても、これに基づき「学校施設整備計画」を策定し、対応を進めていく必要があります。

○平成 28 年 3 月に策定した「小牧市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」の長期的な人口の見通しによると、本市の人口は今後、減少していくことが見込まれています。本市の少子化の状況はまだ深刻ではありませんが、今後、児童生徒数を見通す中で、必要に応じて学校規模の検討を進めていく必要があります。

○学校で使用する各種教材は、児童生徒の学習活動を充実させる観点から、時代に合わせた整備が必要となっています。本市では、全小中学校への電子黒板※、指導者用デジタル教科書の整備などにより、充実した教育環境を整備しています。今後も、時代に対応した ICT※環境の整備や、必要な設備・備品等の導入を図っていく必要があります。



学校施設の耐震化



電子黒板※などの ICT※環境

具体的な取組

取組	内容	担当課
学校施設の長寿命化計画の策定	小牧市全体の計画である「公共ファシリティマネジメント※基本方針」「公共施設適正配置計画」「公共施設長寿命化計画」と整合を図りながら、学校施設の長寿命化計画を策定します。	教育総務課
学校施設の設備改修	建物の予防保全型修繕（工事）を計画的に実施し、そのための財源確保策の一環として、次世代教育環境整備基金を活用します。また、随時発生する小規模な不具合は、修繕費で対応するほか、環境整備事業を活用します。	教育総務課
教材等備品の整備・充実	小中学校隔年ごとに対象校に対し、より効果的な授業展開を可能にし、教育効果を高めるため、教材整備指針及び理科教育等設備基準に示された理科設備備品を理科教育振興法により整備します。	教育総務課
ＩＣＴ※機器の整備・充実	学校のニーズに即したＩＣＴ※機器の導入、デジタル教科書の更新、進化するＩＣＴ※環境に対応したネットワーク環境の整備を行います。	教育総務課
小牧市通学区審議会への諮問	学校規模の適正化に伴い、学校区の変更がある場合、小牧市通学区審議会への諮問を検討します。	教育総務課
将来的な学校規模の適正化に関する調査・研究	小牧市全体の計画である「公共ファシリティマネジメント※基本方針」「公共施設適正配置計画」「公共施設長寿命化計画」と整合を図るとともに、方向性を踏まえ、児童生徒数の動向に応じて減築・廃校や統合、分離新設校の新設等を検討します。	教育総務課
小中一貫教育に向けた調査・研究	小中一貫教育を実施する場合は、現在の敷地・校舎の状況を整理し、その学校にふさわしい形態（施設一体型・隣接型・分離型）を検討します。	教育総務課

施策 15 地域と連携した安全な環境づくり

現状・課題

○近年、通学途中の児童生徒の交通事故が全国的に問題となっています。児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路環境を整備していくことが重要です。

○本市では、平成 27 年度に「小牧市交通安全プログラム」を策定しました。平成 28 年度から関連機関による合同点検を実施し、危険か所の把握を進めることから、これらの情報を受けて危険か所の改善対応を行っていく必要があります。

○児童生徒が通学する道路においては、看板や標識の設置及び通学路のカラー塗装などを行い、安全対策に努めています。環境整備だけでなく、周辺住民の見守りなども含め、家庭・地域との連携により児童生徒の登下校における安全を確保していくことが重要です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
地域における通学路の交通安全活動の促進	運転者及び歩行者に通学路の認識を持ってもらうため、標識の設置や歩道設置が難しい小学校の通学路に対し登下校時の児童生徒の安全を確保する対策工事を行います。	教育総務課
家庭・地域との連携による児童生徒の安全確保	保護者やパトロールボランティア※などとの連携のもと、児童生徒の登下校の安全を確保します。また、小中学校でセルフディフェンス講座※を開講し、児童生徒を犯罪被害から守る手立てのひとつとします。	学校教育課



通学路のカラー塗装



セルフディフェンス講座※

基本目標 4 家庭・地域・学校との連携による教育の推進

施策 16 成長の基礎を支える幼児教育・保育の推進

現状・課題

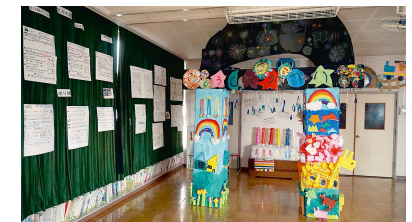
- 核家族化の進展や共働き家庭の増加などを背景として、保育・幼児教育を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、こどもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。
- 「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保護者の子育て支援のニーズ等を把握したうえで、本市においても平成27年3月に「小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画の中では、こどもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うための質の高い幼児期の教育・保育の充実を図ることを目標のひとつとして位置づけています。
- 近年、幼児教育の重要性への認識が高まっており、国においても幼児教育の質に関する評価や、国際的な比較の必要性に関する議論が進んでいます。このような中、質の高い幼児教育・保育を行うための、幼稚園教諭・保育士の資質と専門性の向上がますます求められています。
- 本市では、就学前施設と小中学校との連携を推進するため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校が参加する「幼年期教育連携推進会議」を開催しています。今後も、これまでの連携を生かしながらお互いの違いを理解し、幼保小中の連携を進めていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
教育・保育の質の向上	幼保小中の連携を深めるための「幼年期教育連携推進会議」を通じて、義務教育へのつながりを意識した幼児教育・保育を行います。また、「幼年期教育研修会」を通じて、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	学校教育課 保育課



第一幼稚園公開保育



第一幼稚園公開保育

施策 17 家庭教育の育みへの応援

現状・課題

○子育て中の保護者を取り巻く状況は、情報の取得方法、相談相手や交流の状況、近所付き合いの状況など、目まぐるしく変化しています。子育て中の保護者の孤立化の防止や、家庭教育の重要性等の啓発は、より必要性が高まってきています。

○本市では、子育て中の保護者の不安解消などを目的に、市内すべての小中学校において家庭教育推進事業を実施しています。また、幼稚園・保育園の乳幼児保護者を対象とした幼児期家庭教育学級事業は市内全 31 園のうち 26 園で実施（平成 29 年 3 月現在）されています。

○家庭教育推進事業、幼児期家庭教育学級事業は、ともに平日に開催されることが多いため、仕事を持つ保護者でも参加できる機会づくりが課題となっています。学校や園によっては、行事等との同日開催や、当日の参加も受け入れるなどの工夫を行っているところもあり、より多くの保護者に家庭教育の大切さを理解してもらえよう、参加を促進することが必要です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
小牧市独自の親子（母子）健康手帳の作成・交付	こどもを妊娠した時期から、こどもが中学 3 年になるまで使用することができる、本市独自の親子（母子）健康手帳を作成するとともに、活用方法を伝えながら個別に交付します。	保健センター
家庭教育推進事業の実施（PTA 連絡協議会との連携）	市内小中学校 PTA において、家庭教育についての学習活動や親子ふれあい活動、また、家庭・地域・学校との連携を図り、地域の人々とこどもがふれあう機会を充実し、地域ぐるみでこどもの自立を育む活動を実施します。	生涯学習課
幼児期家庭教育学級事業の実施	市内の幼稚園・保育園において、家庭教育に関する学習を計画的、継続的に実施し、子育てについての情報交換と健全な家庭づくりを目的として、幼児期家庭教育学級事業を実施します。	生涯学習課
「家庭教育のつどい」の開催	平日に開催される幼児期家庭教育学級や小中学校 PTA による家庭教育推進事業に参加できない保護者や子育て中の市民を対象に、家庭教育に関する講演会を実施します。	生涯学習課

施策 18 地域でこどもを育む意識の醸成

現状・課題

○本市で掲げている「こども夢・チャレンジ No.1 都市宣言」を踏まえ、平成 28 年 4 月に「小牧市地域こども子育て条例」を制定しました。この条例では、保護者、地域住民、事業者、学校等及び行政などの責務を定め、それぞれの特性を生かしながらまちぐるみで子育てや子育てを支え合うまちの実現を目指しています。

○地域は、こどもたちが様々な立場や年代、考え方の人と関わりふれあうことで社会性を学ぶ大切な場であることから、地域の大人とこどもが交流する機会を持つことは、教育上、非常に大切なことであると言えます。

○こどもたちが地域のひととふれあう機会のひとつとして、ふれあい・まなびあい・ささえあいの地域づくりを目指す「地域 3 あい活動」があります。市内の概ね半数の地区が事業を実施していますが、事業を運営する地域のなかでは役員不足等の課題が出てきているため、事業の実施内容・運営方法の在り方等を検討する必要があります。

○「放課後子ども教室※」では、放課後に学校施設を活用し、ボランティア※等の協力により児童生徒に様々な体験活動や学び・交流等の機会を提供しています。本市では平成 20 年 10 月から、特別教室等を利用して 9 校で開始し、現在は全 16 校で実施しています。加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、すべての児童を対象として総合的な放課後対策を講じるため「放課後子ども総合プラン」を推進する必要があります。



放課後子ども教室※

具体的な取組

取組	内容	担当課
保健連絡員及び保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問の実施	育児をスタートしたばかりの不安の大きい時期に、近所に住む保健連絡員及び保健連絡員OBが家庭を訪問することにより、子育て中の保護者の不安の軽減と、地域で親子を支える環境づくりを進めます。	保健センター
ジュニアセミナー等の実施	こどもたちの社会性が育つよう、地域の生涯学習団体に講師を依頼し、魅力的な体験講座を実施します。	こども政策課
地域3あい事業の実施	各地区での実施状況を定期的に調査し、効果的な事例のPRや共有に努めるとともに、地域の実情に即して工夫した事業が実施できるよう支援します。	生涯学習課
放課後子ども教室※の実施	すべての小学生を対象として、安全・安心な放課後の活動拠点を小学校の特別教室などに設け、地域の人の協力を得て、学びやスポーツ、文化活動などの機会を提供します。	こども政策課
放課後子ども総合プラン	すべての小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、放課後児童クラブ※に通う共働き家庭等の児童を含めたすべてのこどもが、放課後子ども教室※の活動プログラムに参加できる仕組みづくりを推進します。	こども政策課



ジュニアセミナー（宇宙の学校）

施策 19 学校等と地域との連携強化

現状・課題

○「地域とともにある学校」への転換に向けて、本市においても「コミュニティ・スクール※」の必要性や在り方について、検討と共通理解が必要となっています。

○教育活動はパトロールボランティア※、図書ボランティア※などの多くの地域住民によって支えられており、今後も地域等の様々な外部人材が関わる教育を推進していくことが重要です。

○学校と地域とをつなぐ役割を担う「学校地域コーディネーター」を、平成 16 年度から中学校に、平成 20 年度から小学校に派遣しています。研修会と情報交換を通じて、学校と地域の連携による教育環境づくり、児童生徒の地域における社会活動への参加促進等に取り組んでいます。後継者の育成や人材確保が継続的な課題となっており、対応が必要です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
学校教育における人材との連携・地域資源の活用（再掲）	地域の様々な人材との連携を進め、授業や児童生徒の安全確保、体験活動等が行えるよう、人材バンク等の仕組みを整備します。	学校教育課
学校地域コーディネーター派遣事業の実施（再掲）	各学校への学校地域コーディネーターの派遣により、学校支援ボランティア※の活動支援、児童生徒の地域活動への参加を促進することで、家庭・地域・学校の連携を図ります。また、新たな学校地域コーディネーターの育成に努めます。	こども政策課
コミュニティ・スクール※の導入（再掲）	コミュニティ・スクール※に関する研究を進めるとともに、市内学校での導入を検討します。	学校教育課



学校地域コーディネーター研修会

施策 20 青少年健全育成活動の展開

現状・課題

- ニート※やひきこもりなどによる社会的自立の遅れや、いじめ、不登校、犯罪、非行など、青少年を取り巻く問題は多様化してきています。社会全体の責務として、家庭・地域・学校・行政とが連携しながら、青少年健全育成の活動を推進していく必要があります。
- 「小牧市少年センター」は、青少年の非行化を防止し、健全な育成を図るための拠点であり、家庭・地域・学校と連携しつつ、学校巡回や相談、あいさつ運動、地域環境の浄化など、様々な活動を行っています。
- 本市においては、指導員、補導員の街頭補導活動により、補導人数が減少してきました。しかし、相談件数は増加傾向にあり、相談内容としては特に不登校に関するものが多くなっています。
- 「小牧市青少年健全育成市民会議」は、様々な団体等の代表者で構成されており、青少年の健全育成のためにあいさつ運動や様々な啓発運動を展開しています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
小牧市少年センターにおける活動の充実	少年相談、少年センター補導員による街頭パトロールなどを実施し、青少年の健全育成を推進します。	こども政策課
小牧市青少年健全育成市民会議の支援	市民総ぐるみでの青少年健全育成活動への支援、啓発活動を支援します。また、各中学校区の青少年健全育成会活動を支援し、地域の大人が地域のこどもを育てる活動の活性化を図ります。	こども政策課



街頭パトロール

基本目標 5 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり

施策 21 学習機会の提供と学習環境づくり

現状・課題

- 国が平成 25 年 6 月に策定した「第 2 期教育振興基本計画」では、これからの社会には「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」が必要であり、この実現に向けた生涯学習社会の構築を目指すとしています。
- 市民の主体的な生涯学習活動を支えている施設として、市公民館や中部公民館、味噌・東部・北里の各市民センター、青年の家、まなび創造館女性センター※、図書館などがあり、生涯学習の推進拠点として、市公民館に「こまなびサロン※」を設置しています。
- 本市では、市内の各公民館を拠点として各種市民講座を実施しています。平成 27 年度からは公募型市民企画講座を開始し、講師・受講者双方が学習できる環境づくりと、学習した事柄を地域へ還元することを促し、学習を継続して行うことができる環境づくりを行っています。
- 「青年の家」は指定管理者により管理運営を行っており、学習講座の企画運営を実施するとともに、宿泊施設の特徴を生かした運営を展開しています。青年層を中心とする講座への受講や団体活動が減少していますが、ジュニアセミナーや親子を対象にした講座、小学校 1 年生から 6 年生までを対象にした居場所づくりを行う「寺子屋」の実施などにより、小学生児童の利用が活発になっています。
- 職場・家庭・地域等あらゆる分野において、男女共同参画の必要性はますます高まっています。平成 27 年 3 月に策定した「第 3 次小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーⅢ」では、「男女が働きやすい環境の実現」など、4 つの基本目標を掲げ、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会を目指すとしています。
- 本市では、男女共同参画の推進拠点として、「まなび創造館女性センター※」を設置しており、女性が抱える様々な悩みごとへの相談に応じたり、各種講座を開催したりしています。今後も、男女共同参画社会実現に向けて、「まなび創造館女性センター※」をより幅広い市民に活用してもらい、具体的な行動を促す情報提供・啓発を継続していく必要があります。



ゆうゆう学級



大学連携講座

具体的な取組

取組	内容	担当課
市民講座の実施	これまで培った技術や知識を生かしたい市民自らが講座を企画し、自らが講師となる「公募型市民企画講座」の実施により、学びたい市民と学びを生かしたい市民が学びを通してつながることで、生涯学習活動のきっかけづくりとします。	生涯学習課 味岡・東部・北里 市民センター
高齢者学級、女性学級の 実施	高齢者対象の「ゆうゆう学級」では、高齢期の健康問題や現代社会に対応するための知識の習得を図ります。また、女性対象の「つつじ学級」では、女性としての教養を高め、潤いのある生活を創造するための知識の習得を図ります。	生涯学習課 味岡・東部・北里 市民センター
出前講座の実施	広く出前講座メニューの新規登録を呼びかけ、講座内容を充実させるとともに、積極的に PR することにより利用者の増加を促し、学びの循環を図ります。	生涯学習課
大学との連携講座の開催	「知」の源泉である大学との連携協働を図り、産学官それぞれが持つ知的・人的・物的資源を相互活用した講座を開催します。	生涯学習課
公民館等の生涯学習施設 の環境整備	施設老朽化等に対応し、施設設備の修繕を行います。また、ICT*を使用した様々な学習機会が広がるよう、公衆無線LANサービスを提供します。	生涯学習課 味岡・東部・北里 市民センター
青年の中高生サークル 活動の支援	中高生が主体的にイベントなどを企画運営する「イベント企画隊 in 小牧山*」の活動を支援することで、自分で考え、決め、行動することができ、社会に積極的に貢献できる青年の育成を図ります。	こども政策課
青年の家運営事業	青少年団体及び個人からの相談等に対応するとともに、青少年を対象にした各種講座を開催し、青少年の健全な成長と地域に役立つ人材育成を図ります。また、青年の家登録団体の活動支援を行うとともに、イベント等を活用した発表機会の提供や団体交流を促進します。	こども政策課
男女共同参画講座の実施	講座等で幅広い年齢層に向けて、男女共同参画に関する基本的な知識を学ぶ機会を提供することで、ジェンダー*にとらわれず活躍できる人材を育成します。また、女性が社会でより一層活躍するために必要なスキルを身に付ける講座を実施します。	まなび創造館

施策 22 学びの成果が活用できる仕組みの充実

現状・課題

○地域社会の抱える課題が多様化・複雑化していることから、地域課題の解決にあたっては生涯学習の果たす役割は大きくなっています。身に付けた知識・技能や経験を生かし、地域に還元できる人材育成が重要です。

○本市は、平成 25 年 3 月に「第 3 次小牧市生涯学習推進計画」を策定し、人づくり、地域づくりを通じて学びの循環を促す「学びのスパイラルアップ」を目指して、各種施策を推進してきました。特に、講座や発表の場を設けたり、地域活動を補助したりすることで、生涯学習を通じて地域で活動する人材の育成を行っています。

○市民講座修了生によるサークルや同好会の発足は進んでいますが、地域への還元に結びつけていくために、活動を継続していくための手法や学習成果を生かす場や方法についての情報提供といった支援体制をさらに整えていく必要があります。

○本市では、学びの成果を発表する機会として「こまなびフェスティバル」を開催しています。学習成果の発表の場をさらに活性化させるためには団体の自主的な関わりを促していく必要があります。

○地域ぐるみで子育てや高齢者を支え「ふれあい・学びあい・支えあい」の地域づくりを目指す「地域 3 あい事業」は、市内の概ね半数の地区で実施されています。運営を支える人材や後継者の不足が課題となっているため、実施内容や運営方法を検討する必要があります。



こまなびフェスティバル



市民企画講座

具体的な取組

取組	内容	担当課
生涯学習を推進する人材育成講座の開催	生涯学習に関するボランティア※、コーディネーター、サポーター、リーダーなど、地域で活躍できる人材や、学びの成果を地域活動につなぐためのパイプ役となる人材を育成し、地域の生涯学習活動の支援・振興を図ります。	生涯学習課
生涯学習講師の活用	生涯学習講師への登録を積極的に支援し、市民企画講座や地域3あい事業、家庭教育学級への活用を図ります。	生涯学習課 味岡・東部・北里市民センター
地域3あい事業の実施（再掲）	各地区での実施状況を定期的に調査し、効果的な事例のPRや共有に努めるとともに、地域の実情に即して工夫した事業が実施できるよう支援します。	生涯学習課
「こまなびフェスティバル」の開催	各団体が主体的に運営に参加する「こまなびフェスティバル」を毎年開催し、自らの学習成果を生涯学習の推進につなげるとともに、団体同士のネットワークづくりを進めます。	生涯学習課
市民センターでの発表機会の充実	生涯学習活動団体の成果発表の場として、各市民センター利用団体による、発表会や展示会を開催し、各地域での生涯学習の推進につなげるとともに、団体同士のネットワークづくりを進めます。	味岡・東部・北里市民センター
団体等による自主展示・発表活動への支援	公民館や各市民センターを活動拠点とする団体の成果発表の場として、展示スペースや資機材の有効活用を促すとともに、市広報等によるPRを支援します。また、各種文化事業との連携による自主展示等を進めます。	生涯学習課 味岡・東部・北里市民センター
青年の家中高中生サークル活動の支援（再掲）	中高生が主体的にイベントなどを企画運営する「イベント企画隊 in 小牧山※」の活動を支援することで、自分で考え、決め、行動することができ、社会に積極的に貢献できる青年の育成を図ります。	こども政策課
青年の家運営事業（再掲）	青少年団体及び個人からの相談等に対応するとともに、青少年を対象にした各種講座を開催し、青少年の健全な成長と地域に役立つ人材育成を図ります。また、青年の家登録団体の活動支援を行うとともに、イベント等を活用した発表機会の提供や団体交流を促進します。	こども政策課

施策 23 図書館サービスの充実

現状・課題

○図書館は、市民の主体的な学びのための拠点として活用される場所です。図書館資料の充実とともに、地域の課題解決や、調査・研究の支援をはじめ、広域な視点から情報を提供するレファレンスサービス※、展示、企画コーナーの充実など、様々なサービスが求められるようになっていきます。

○小牧市図書館は昭和52年に建設され、施設の老朽化及び狭隘化が進んでいます。また、階段が多く、学習専用のスペースがないなど、利用者にとって使いにくい構造上の問題も指摘されていることから、誰もが使いやすい中央館機能を有した新図書館の建設の必要性が高まっています。

○図書館本館のほか、各市民センターに「図書室」、ラピオ4階に「えほん図書館」が設置されています。誰もが気軽に本に親しむことができるよう、各施設のネットワークを強化するなど、図書館サービスのさらなる向上が求められています。

○新図書館の施設については、時代に対応した施設環境と、市民ニーズに応じた図書館サービスを提供できる体制整備を行っていく必要があります。また、これからの図書館は、図書資料の提供だけでなく、市民が集まることのできる、地域の情報収集や活動の拠点としての機能が必要とされています。



「小牧市の人物」コーナー



「春を彩るさくら展」コーナー

具体的な取組

取組	内容	担当課
図書館資料の充実	幼児から高齢者まで、また、障がい者、外国人など、すべての市民に対応できる多種多様な資料を整備します。また、郷土資料のデジタル化や貴重な資料の保存に努めます。	図書館
レファレンスサービス※の充実	市民の日常生活や趣味、仕事に関する様々な課題を解決するための資料や情報の提供が適切に行えるように、職員の専門的力量を高めます。また、新図書館建設にあたっては、レファレンス専用のカウンターを設置します。	図書館
展示、企画コーナーの充実	市民の日常生活や教養、時事に関するテーマで図書を紹介します。また小牧市の地域ブランドコーナーを設置して、市の事業や施策に関する関連資料の展示など、多様な視点で図書館資料を活用します。	図書館
障がい者サービスの充実	様々な障がいのある市民が、図書館資料を利用できるように、施設の改善やサービスの実施に取り組みます。	図書館
図書館・各図書室等の連携	各施設の役割に応じて、適切な図書館サービスを提供できるよう、資料の充実、巡回便の増加などバックアップ体制やネットワークの強化に努めます。	図書館
新図書館の建設	時代の要請に対応した機能を備えた新図書館の供用開始を目指します。	新図書館建設推進室



図書館本館

施策 24 生涯学習活動を支える体制の整備

現状・課題

○市民の生涯学習活動の支援にあたって、本市では生涯学習推進の拠点として、小牧市公民館に「こまなびサロン※」を設置しています。「こまなびサロン※」には生涯学習相談員や公民館主事を配置し、相談や情報発信などを行って生涯学習の総合的な窓口の役割を担っています。また、生涯学習情報ガイド「こまなび」を年2回、全戸配布し、生涯学習情報の発信に努めています。

○こまなびサロン※や各市民センターにおいては、市民講座やサークル活動を主とする学習支援にとどまらず、学習活動の成果を生かしたいと考えている市民に対しての生涯学習活動のコーディネートを行っていく必要があります。

○様々な技術革新の中で情報ツールも多様化し、近年では、情報の発信やコミュニケーションのツールとして、SNS※（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等が普及しています。SNS※を活用した広報や交流の場の導入にあたっては、関係者への啓発や必要な環境の整備が必要となっています。

○本市は、生涯学習の推進・振興について審議するため、社会教育委員で構成する「生涯学習審議会」を設置しています。定期的開催される審議会での議論を踏まえ、生涯学習活動をさらに促進させる必要があります。



こまなびネットフェイスブック



生涯学習情報ガイド「こまなび」

具体的な取組

取組	内容	担当課
生涯学習情報誌の充実	生涯学習情報ガイド「こまなび」について、講座等の情報だけでなく、生涯学習サークル活動紹介や、地元大学の公開講座の内容等を盛り込むことで、情報誌の価値を高め、多様な生涯学習情報を発信します。	生涯学習課
生涯学習相談員の充実	市民一人ひとりの学習支援をはじめ、生涯学習活動の成果を生かしたい市民の熱意を、必要とする機会へと橋渡しを行うコーディネート業務を担う「生涯学習相談員」の充実を図ります。	生涯学習課
SNS※を活用した生涯学習情報の提供	時代に対応したツールを活用し、多様な世代を対象に、施設や団体の活動情報など、最新の生涯学習情報の発信に努めます。	生涯学習課 味岡・東部・北里市民センター
生涯学習審議会の開催	生涯学習審議会を定期的に関催し、生涯学習の推進・振興を図ります。	生涯学習課



こまなびサロン※

基本目標 6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

施策 25 誰もが楽しめるスポーツ活動の推進

現状・課題

○国は、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」を策定し、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題として掲げました。また、平成 27 年 10 月には、国のスポーツ政策を総合的に推進することを目的に、スポーツ庁が発足しました。

○本市では、平成 22 年 10 月、「小牧市スポーツ振興計画」を策定しました。この計画では、目指す姿を、こども、成人、高齢者、障がい者を問わず「だれもがいきいきと生涯を通じてスポーツ・レクリエーションを楽しみ、多くの市民がスポーツ施設を利用しています」とし、基本目標として「市民総スポーツ」など5つの項目を、重点目標として「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 50% 以上を目指す」ことなどを掲げています。

○本市では、通常のウォーキングより高い運動効果が得られ、身体への負担も軽いといわれるノルディックウォーク※を取り入れています。平成 25 年度から、市民の憩いの場である史跡小牧山※をフィールドとしてノルディックウォーク※講習会を開催し、誰もが参加できるスポーツとして普及に努めています。

○地域スポーツ団体（小学校区スポーツ振興会※）が中心となり、身近な地域の中で、誰もが参加できるニュースポーツを体験し普及させるため、地域スポーツ教室を開催しています。しかし、地域によって活動の内容や活発さに格差が生じていることが課題となっています。



ノルディックウォーク※

具体的な取組

取組	内容	担当課
ノルディックウォーク※ 講習会の開催	体力づくり・健康維持に有効なノルディックウォーク※ （2本のポールを用いたウォーキング）の浸透を図り、 誰でも気軽に楽しめるスポーツ活動の機会を提供しま す。	スポーツ推進課
地域スポーツ教室の開 催	身近な小学校の体育施設等を利用して、各スポーツ振 興会※によるスポーツ教室を実施し、地域住民の健康と 体力の増進を図りながら、校区住民の親睦交流と明る いコミュニティ※づくりを行います。	スポーツ推進課
シルバースポーツ大学 の開催	高齢者の体力維持と健康増進を図るため、高齢者がス ポーツに関する知識を取得する機会やより多くのスポ ーツに親しむ機会を提供します。	スポーツ推進課
市民スポーツ大会の開 催	多くの市民にスポーツ大会に参加する機会を提供し、 市民の体力向上と健康増進を図ります。	スポーツ推進課



シティマラソン

施策 26 こどものスポーツ活動の充実

現状・課題

○近年、こどもの体力や運動能力の全体的な低下が見られるとともに、体力が高いこどもと低いこどもの格差の増大等が問題となっています。こどものスポーツ活動は、体力の基礎を培うことのほか、コミュニケーション能力や規範意識の育成などの人格形成にも寄与するものであり、積極的に推進していく必要があります。

○本市では、小牧市体育協会が、加盟競技団体の主管のもと、小中学生を対象に幅広くスポーツに親しむ環境を提供するため、各種目のスポーツ教室としてジュニア育成活動を実施しています。また、「小牧市公認スポーツ指導員」制度により、学校運動部活動に対して民間指導者を派遣しています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
親子ふれあい体操教室 の開催	親と子または友達同士とのふれあいのなかで、親は遊 ばせ上手に、子は遊びを通じて生きる力を育て、社会 への適応力を養う機会を提供します。	スポーツ推進課
親子スポーツ教室の開 催	親と子がふれあってスポーツを行うことで、子の基礎 体力や、リズム感、協調性、集中力を培うとともに、 親の健康づくりの機会を提供します。	まなび創造館
小中学生対象のスポー ツ教室の開催	小中学生が幅広くスポーツに親しむため、体育協会の 加盟競技団体の主管のもと、各種目のスポーツ教室を 実施します。	スポーツ推進課
地域指導者による学校 運動部活動の指導	学校からの申請に応じて、市内の小学校、中学校の運 動部活動に、それぞれの種目に精通した民間指導者を 派遣することにより、児童生徒に対してよりきめ細や かな指導ができる体制を整え、地域連携型部活動の一 層の活性化を図ります。	スポーツ推進課
ジュニアクラブの設置 及び活動支援	小学校区ごとにジュニアクラブを設置し、小学生児童 がスポーツに親しむ機会を提供します。	スポーツ推進課

施策 27 競技スポーツの振興

現状・課題

○競技スポーツは、人間の可能性の極限を追求するという側面があり、その優れた成果は、観戦する人々に、夢と感動を与えるとともに、スポーツへの関心を高め、スポーツの振興や活力ある健全な社会の形成にも貢献するものといえます。

○2020年にオリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定し、日本中でスポーツ振興の気運が高まっています。また、愛知県・名古屋市では2026年アジア競技大会の開催が決定し、さらに愛知県はFIFAフットサルワールドカップ2020の開催候補地として名乗りをあげています。

○本市は、充実した屋内型の複合施設である「パークアリーナ小牧」を有しています。この財産を有効に活用し、市民にスポーツを観戦する機会を提供するため、ワールドカップ女子バレーボール、Vプレミアリーグ、B.LEAGUEなどを定期的に誘致しています。

○本市では、平成26年度から、海外有名サッカークラブが指導する国内スクールなどを招待し、「こども夢・チャレンジカップ U-12（小牧市長杯）」を開催しています。この大会は、こどもたちに夢に向かって頑張る機会を提供するとともに、観戦する人もこどもたちの夢を共有し応援するもので、参加者同士の友好・親善にも寄与しています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
パークアリーナ小牧を活用した大会等の誘致	バレーボールとバスケットボールを中心に、国際大会及び日本トップリーグなどの競技を誘致することで、多くの市民に国内トップレベルの競技を観戦する機会を提供します。	スポーツ推進課
こども夢・チャレンジカップU-12事業の実施	「こども夢・チャレンジNo.1都市」を目指し、サッカーを通じてこどもの夢の実現を応援するため、在日海外サッカースクール等によるサッカー大会を開催します。	スポーツ推進課



こども夢・チャレンジカップ

施策 28 市民のスポーツ活動を支える環境整備

現状・課題

○本市では、各小学校区に地域スポーツ団体（小学校区スポーツ振興会※など）を設置し、身近な地域で市民がスポーツ活動に取り組める環境づくりを進めています。

○市内のスポーツ施設の中には、老朽化が進み、大規模改修や補修等が必要な施設も見られます。「公共ファシリティマネジメント※基本方針」「公共施設適正配置計画」「公共施設長寿命化計画」等の各種計画に基づき、計画的な維持・改修等を行っていく必要があります。

○学校運動部活動の民間指導者などに対して、公認スポーツ指導員養成講座を開催していますが、受講者数を伸ばし運動技術指導に必要な知識を保有するスポーツ指導者を増やすため、さらなる参加の促進が必要となっています。

○本市では、昭和62年に財団法人小牧市体育協会（現在は公益財団法人小牧市体育協会）が設立され、市民の発意や要望に密着したスポーツの振興と市民総スポーツを目指した生涯スポーツの伸展に努めるとともに、ジュニア育成事業をはじめとする選手強化や競技力の向上に積極的に取り組んでいます。



温水プール



パークアリーナ小牧

具体的な取組

取組	内容	担当課
スポーツ情報の提供	「スポーツ推進委員だより」や「体協だより」の発行や、ホームページなどを通じ、市民にスポーツに関する情報を提供します。	スポーツ推進課
ニュースポーツ等の普及促進	スポーツ推進委員の活動を支援し、スポーツ人口の拡大、組織の充実・強化を図ることを目的としたニュースポーツ等の活動の浸透を促進します。	スポーツ推進課
スポーツ指導者の養成	公認スポーツ指導員、スポーツ推進委員をはじめ、すでに職域・地域などで活躍中のスポーツ指導者・スポーツリーダーの資質向上を図るため、大学の教授などを招きスポーツ指導者に必要な知識習得を目的とした講座を開催します。また、質の高いスポーツ指導者を学校運動部活動等へ派遣することにより、一層スポーツ環境を充実させます。	スポーツ推進課
クラブマネージャーの養成	地域スポーツ団体が実施している総合型地域スポーツクラブの運営等について、スポーツ推進委員及び地域スポーツ団体の役員を対象にクラブマネージャー養成講座を開催し、クラブ運営マネジメントなどのノウハウを習得することで、地域に即した総合型地域スポーツクラブを充実していきます。	スポーツ推進課
スポーツ施設的环境整備	利用者が市内のスポーツ施設を良好かつ安全に利用できるよう、スポーツ施設の適切な維持改善、計画的な改修を行います。	スポーツ推進課
スポーツ施設の適切な管理・運営	スポーツ施設の管理を指定管理者に委託し、効率的・効果的な管理・運営に努めます。	スポーツ推進課
小牧市体育協会の支援	体育協会が、地域に密着した健全なスポーツの普及や、生涯スポーツの伸展のための様々な事業が実施できるよう支援します。また、体育協会に加盟する競技団体の活用を図り、ジュニア育成事業の一層の活性化を図ります。	スポーツ推進課

基本目標 7 市民がとらにつくる文化・芸術の振興

施策 29 文化・芸術の鑑賞機会の充実

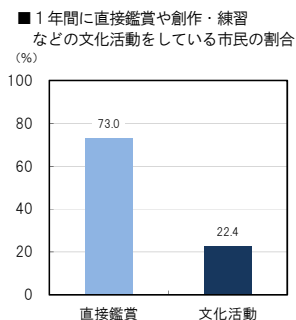
現状・課題

〇わが国の文化振興は、「文化芸術振興基本法」に基づき策定される「文化芸術の振興に関する基本的な方針」により推進されています。平成 27 年 5 月に策定された第 4 次基本方針では、こどもや若者を対象とした文化芸術振興や、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開などが重点戦略として位置づけられています。

〇本市では、平成 13 年 3 月に「小牧市文化振興ビジョン」を策定し、これに基づき文化振興に取り組んできました。平成 28 年 3 月には、平成 23 年 2 月に策定した「第 2 次小牧市文化振興ビジョン」の中間見直しを行い、小牧山[※]等の資源を生かし、市民の愛着や誇りを醸成しつつ活動の輪を広げる、市民と行政との協働による文化振興を目指すことを方向づけています。

〇平成 26 年度に実施した市民アンケートによると、1 年間に文化芸術を直接鑑賞している市民は 73.0%となっています。市内の文化芸術の鑑賞については、「近くで鑑賞できる機会が少ない」「魅力ある公演や催し物が少ない」「時間的余裕がない」などの問題点をあげる割合が高くなっています。

〇市民ニーズや社会情勢等を踏まえ、より身近な鑑賞機会のきっかけづくりの提供とプログラムの魅力向上や参加しやすい工夫、こども向け事業の充実、高齢社会の進展に対応した鑑賞機会の提供等を行っていく必要があります。



音楽鑑賞講座

具体的な取組

取組	内容	担当課
自主文化事業の実施	音楽、演劇、舞踊・バレエ、落語・漫才、古典芸能、映画等の鑑賞事業を開催します。公演内容・時間や場所等について工夫をし、より多くの人へ鑑賞機会の提供に努めます。また、ワークショップ*などを同時開催し、内容をより深く理解する工夫を行います。	生涯学習課
こどもを対象とした鑑賞事業の実施	こども向けの演劇公演、乳幼児向けのコンサートなど、こどもを対象とした鑑賞事業の開催に加えて、展示事業等におけるこども向けワークシートの作成、古典芸能をわかりやすく解説した公演など、こどもを想定した工夫を行います。	生涯学習課
身近で良質な鑑賞機会の充実	市内の文化団体が、福祉施設や市民センター・地区公民館など身近な場所で、高齢者等を対象に鑑賞する機会を提供できるように、地域と実演者のコーディネートを行います。	生涯学習課
鑑賞講座の開催	ワークショップ*などの体験を通じた美術鑑賞講座、生演奏とレクチャーによる音楽鑑賞講座をはじめ、多様な分野を学ぶ機会をつくります。	生涯学習課
メナード美術館との共催・連携事業の実施	メナード美術館との連携事業として企画展を開催します。また共催事業として、招待・割引券を配布するなど、より多くの市民に鑑賞の機会を提供し、美術文化の振興を図ります。	生涯学習課
薪能の開催	小牧山*史跡公園に設置された特設舞台にて、季節の虫の音と中秋の名月に演出される薪能を開催します。	生涯学習課



メナード美術館連携事業（ワークショップ*）



幼稚園・保育園音楽鑑賞事業

施策 30 文化・芸術活動への参加促進

現状・課題

〇市の文化活動の中心的な役割を担う「小牧市文化協会」による総合文化祭等の開催や、「ポルタメント小牧」「アートフレンド小牧」等による自主企画事業など、様々な文化芸術団体が活発に活動しています。このほか、市民センターや公民館などの地域で活動するサークル等も多数あります。

〇平成 26 年度に実施したアートフレンド会員・文化団体へのアンケート調査結果によると、専門的・継続的な職員による支援体制や、事業の企画段階からの市民参画を求める意見が多くあげられています。

〇市民が文化芸術活動に参加する機会として、市民講座、市民美術展、市民音楽祭などの学習や発表の機会づくりを行っています。また、文化芸術活動の一層の充実を図るため、市民が芸術家や専門家から直接、指導や助言を受ける機会を提供しています。一方で、指導者の高齢化が進んでいるため、将来にわたって各事業が実施できるように、講座内容を含めて検討していく必要があります。

〇本市には、美術やデザイン等のコースを有する「名古屋造形大学」や人文学部を有する「愛知文教大学」が立地しています。また、平成 20 年 1 月に、小牧市・小牧商工会議所・愛知文教大学・中部大学・名古屋経済大学・名古屋芸術大学・名古屋造形芸術大学（現名古屋造形大学）が産学官連携協定を締結しています。



ジュニア育成文化活動

具体的な取組

取組	内容	担当課
学校や地域における児童生徒の活動促進	小中学校において、文化協会加盟団体会員等と連携し、書道や俳句、美術、邦楽等の体験指導を行います。また本格的に活動したい児童生徒を対象に、美術クラブ、演劇クラブなどを運営します。	学校教育課 生涯学習課
音楽指導事業の実施	市内の小中学校・高等学校の吹奏楽・金管バンドの技術指導や専門的な助言をするため、中部フィルハーモニー交響楽団から専門家を派遣します。	生涯学習課
市民講座、文化教養講座等の実施	大学等の機関と連携し、市民の知識・教養及び技能の習得や趣味を広め、ゆとりある生活と市民相互のつながりを深めるため、文化教養講座や企画展等を開催します。	生涯学習課
文化団体の連携、公益事業に関する支援	市内の文化団体の連携を促進するため、新たな連携を進める文化団体の活動に対する期限付きの助成、公益的な市民企画に対する後援や助成を行います。	生涯学習課



夏休みこども文化体験教室

施策 31 市民の創作活動への支援

現状・課題

○平成 26 年度に実施した市民アンケートによると、1 年間に創作・練習などの文化活動をしている市民は 22.4%となっています。参加している創作活動の種類は「音楽」「美術」「生活文化」の順で割合が高く、主に文化活動に参加している市民が多いことがわかります。

○創作活動に参加するための問題点としては、「時間的余裕がない」「活動するための情報が少ない」「近くでできる機会や場所が少ない」などがあげられており、また、文化団体は「メンバーを増やしたい」「社会貢献やボランティア※活動を充実させたい」などの意向を持っています。

○市民の創作活動を支援していくためには、活動をはじめめるきっかけづくり、文化団体の連携や公益活動に関する支援、市民への情報提供や相談機能の充実などに取り組む必要があります。

○本市を活動拠点とする中部フィルハーモニー交響楽団の活動を支援し、活動基盤の充実を図ることが求められています。



市民音楽祭



市民美術展アートイベント

具体的な取組

取組	内容	担当課
市民美術展の開催	市民に芸術にふれあう機会を提供するとともに、市内で活動している美術愛好家の底辺の拡大と質の向上を目指して、日本画、洋画、彫塑工芸、書道、写真等の作品を募集し、審査・表彰します。	生涯学習課
舞台芸術祭の開催支援	舞台芸術文化の定着を図るため、市内で活動する団体の発表を支援します。	生涯学習課
市民音楽祭の開催	音楽文化の定着を図るため、市民や市民団体が発表をする機会を提供します。	生涯学習課
サンデーコンサートの開催	日曜日の午後のひとときに気軽に音楽に親しむ「サンデーコンサート」を開催します。ポルタメント小牧会員を中心に他の文化団体との共演や市民が楽しめる企画を実施します。	生涯学習課
中部フィルハーモニー交響楽団の活動支援	事務所スペースの提供などの運営支援、市主催事業での効果的な活用のほか、親子向けオーケストラコンサートや地域でのコンサート等の演奏会も共催事業として支援します。	生涯学習課
吹奏楽フェスティバルの開催	市内中学校・高等学校の吹奏楽部と市民バンドの交流ならびに演奏技術の向上を図るとともに、市民の音楽への関心を高めることを目的として、「吹奏楽フェスティバル」を開催します。	生涯学習課
全国・世界大会出場に関する支援	市民や市内の文化団体等が全国・世界大会へ出場する際の費用の一部を支給します。	生涯学習課



サンデーコンサート

施策 32 文化振興を支える体制の整備

現状・課題

○芸術・文化については、活動内容や市民ニーズが多様化、高度化しています。芸術・文化活動の総合的な推進にあたっては、高い専門性を有し、柔軟・弾力的に活動できる体制が求められています。

○行政主体による文化振興は、文化事業に精通した専門職員の不足や市民が関心を持つ事業の実施、特色のある事業展開を行う難しさなどが指摘されており、市内の文化活動をより充実発展させていく役割を担う組織として、文化財団などの支援が必要となっています。

○文化芸術関連施設に関しては、平成 24 年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が成立し、運営方針の明確化、質の高い事業の実施、専門人材の養成・確保及び職員の資質向上など、劇場、音楽堂の事業の活性化が求められています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
文化・芸術施設的环境整備	鑑賞・創作・継承の拠点となる市内の文化施設において、利用者の声などを参考にしながら、施設や機能、利便性の向上に努めます。また、文化関連施設の建て替えや改修にあわせ、設備や機能の充実を検討します。	生涯学習課
文化財団の活動支援	文化財団が、文化振興の推進、文化芸術の普及のため、質が高く柔軟な事業企画や、効率的・効果的な運営ができるよう支援を行います。	生涯学習課



小牧市市民会館

基本目標 8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承

施策 33 文化財の保護・活用

現状・課題

○文化財は、歴史や文化、先祖の暮らしなどを今に伝える貴重な遺産です。文化財の範囲は幅広く、種類や保存方法等も様々ですが、市民がその価値をしっかりと認識し、適切な方法で継承していくことが大切です。

○本市では、豊かな歴史や伝統を背景に、様々な国、県、市指定の文化財を有しています。このほか、田縣神社、間々観音など特色のある寺社が立地しています。

○本市では、小牧市文化財保護条例に基づき教育委員会に「小牧市文化財保護審議会」を設置し、小牧市の文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議を行っています。

○文化財の保護や保存、伝承活動については、市内の文化財所有者等に対して必要な助成を行っています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
埋蔵文化財の調査・記録保存	埋蔵文化財の貴重な情報を得るため、周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発がある場合は、適正な調査・記録保存を行います。	生涯学習課
文化財の指定・保護	文化財保護審議会において、文化財の調査を行い、保護を進めます。	生涯学習課
文化財の案内機能の充実	文化財のPRや活用を進めるため、文化財マップや現地に案内看板を設置するなど、周辺環境の整備を進めます。	生涯学習課



田縣神社豊年祭の御輿行列（お練り）



文化財パンフレット

施策 34 歴史・文化財・生活文化についての啓発・活用

現状・課題

○本市では、歴史・文化財等に関する市民向けの各種講座を開催することにより、市民の歴史に関する興味・関心を高める取組を進めています。

○古文書講座や歴史講座の受講者は高齢者が多く、また受講者が固定化されている傾向がみられます。市内の文化財に対する意識啓発を図るため、若い世代や中高生、小学生、親子を対象にした講座の開催についても検討する必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
古文書や古地図等の調査実施	大学など専門機関の技術やノウハウを活用し、古文書や古地図等に関する調査をします。	生涯学習課
古文書・歴史に関する講座等の開催	古文書や歴史に関する講座等を開催します。幅広い世代が興味を持てるよう、内容の充実に努めます。	生涯学習課



文化財巡り



古文書講座

施策 35 小牧山※の整備・活用

現状・課題

- 小牧山※は中心市街地の西に位置する国指定史跡で、市民からはお花見やハイキングなどの憩いの場として親しまれています。また、戦国時代に織田信長が居城を築いたことや、小牧・長久手の合戦の主陣地となるなど、歴史的にも価値がある場所となっています。
- 市では小牧山城主郭地区等で発掘調査を行っており、調査の成果により、徐々に小牧山城の姿が明らかになっており、「近世城郭のルーツ」として、歴史的価値がさらに高まっています。発掘調査の結果は、「はっくつかわら版」の発行や、市ホームページ、SNS※、現地説明会等を通じ、積極的に市内外に発信しています。
- 小牧山※を貴重な歴史遺産として調査・保護・活用・情報発信するとともに、より魅力ある場として整備していく必要があります。
- 本市では、平成 30 年春の完成を目指し、史跡小牧山※の歴史や城郭、自然、発掘調査に関する情報等について学ぶことができる「(仮称) 史跡センター」の整備を進めています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
主郭地区整備基本計画の推進	史跡小牧山主郭地区整備基本計画に基づき、石垣の一部復元などの整備を進めます。	小牧山課
資料の展示や体験・講座による啓発	歴史館や（仮称）史跡センターでの展示や文化財に関する体験や講座の開催により、市内外の来館者に対し、小牧山城の歴史的価値や魅力についての情報を広く発信します。	生涯学習課 小牧山課



小牧山城主郭地区発掘調査



(仮称) 史跡センター（イメージ）

施策 36 地域資源を生かしたふるさと学習の推進

現状・課題

- 子どもたちが身近な地域の歴史や文化、自然などにふれ、学ぶことは、小牧市に誇りや愛着を持つことにつながります。本市ではアンケート調査等の結果から、市民の継続居住意向が低く、その背景として市に対する愛着・誇りが低いという課題があることがわかりました。このため、市民が小牧市への愛着・誇りを高めることができるよう、“小牧山※”と“子育てしやすいまち”の2つを軸としたシティブロモーションを推進しています。
- 各学校では、それぞれ総合的な学習の時間等を活用し、地域と連携したふるさと学習を推進しています。また、市内の小中学校の社会科教諭を中心に構成された「小牧市文化財資料研究委員会」に企画・運営を委託し、子ども向けの文化財啓発イベント等の事業を実施しています。
- 歴史等に関するイベントは、その参加者の多くが高齢者となっているため、若い世代にも興味・関心を持ってもらえるような、子ども向けイベント等の企画・実施を進めていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
郷土教育・ふるさと教育の推進	総合的な学習の時間等を活用し、地域の歴史や特徴等に関する学習を行います。また、地域人材を外部講師として招くなど、地域と密接につながった授業の展開を行います。さらに、地域の特色ある職業を体験し学ぶ職業体験学習を実施します。	学校教育課
文化財啓発イベントの開催	小中学生を対象に、小牧の文化財を紹介するとともに、実際に見て回ったり、小牧の歴史や文化をテーマとした検定を行ったりする等、郷土への誇りや愛着を高めます。	生涯学習課



文化財愛護のつどい



ごまき検定

施策 37 市民との協働による歴史・文化の継承活動の展開

現状・課題

- 地域の歴史・文化に根ざした祭りや民俗芸能などは、人々の手によって守り伝えられてきたものであり、次世代への継承にあたっては、伝承者の確保が欠かせません。しかし、全国的にも担い手の高齢化等によって、存続の危機や規模縮小を余儀なくされる例が見られます。
- 本市には、地域に支えられてきた山車や棒の手などの民俗文化財があります。このほか、木遣り、和太鼓などの民俗芸能を継承する団体も活動しています。しかし、本市においても全国の動向と同様に、会員の高齢化や会の解散などによる担い手の不足が課題となっています。
- 本市の歴史・文化の保護・継承活動にあたって、歴史館において歴史ガイドボランティア*が解説等の活動をしています。今後も、連携しながら郷土の歴史を市民に伝える活動を進めていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
地域の伝統文化・伝統芸能の継承・保存	伝統文化・伝統芸能の担い手の増加に向けて、パンフレットや書籍などで地域の伝統を PR していきます。また、指定文化財の保存・継承・公開事業を支援します。	生涯学習課
歴史ガイドボランティア*と連携した展示品・文化財の解説	歴史館や（仮称）史跡センター、各種イベントなどにおいて、歴史ガイドボランティア*による文化財や展示品等の解説を行います。	生涯学習課 小牧山課



秋葉祭の山車

第 3 章 計画の推進体制

（１）計画推進にあたっての体制

①計画の周知と各種情報の収集・発信

計画の着実な推進を図るため、教育大綱に掲げた基本理念や基本目標などが教育関係者や保護者をはじめ市民に幅広く理解されるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

また、本計画に位置づけた各種施策・事業の実施にあたっては、市民や関係機関・各種団体との協働による取組が必要であるため、学校教育・社会教育に関する各種施策について、迅速かつ的確な情報の収集を図り、市民意見やニーズの把握と施策や事業への反映に努めます。

②関係機関等との協働による推進体制

本計画に位置づけた施策・事業を総合的に推進していくため、教育委員会内での情報共有を図るとともに、関連する市役所内関係各課との緊密な連携を図ります。

また、教育委員会が総合的な調整を図りながら、家庭・地域・学校の役割を明確にするとともに、教育関係機関、各種団体、ボランティア※・NPOなど、各分野における多様な主体との協働により、地域全体で教育に取り組む環境づくりを進め、計画を推進します。

③変化する社会情勢や新たな課題等への対応

急速に変化する社会情勢により、教育において対応すべき課題もめまぐるしく変化しています。このため、計画期間中においても、必要に応じて適宜新たな課題に適切に対応できるよう、施策・事業の検討を進め、迅速な対応を図ります。

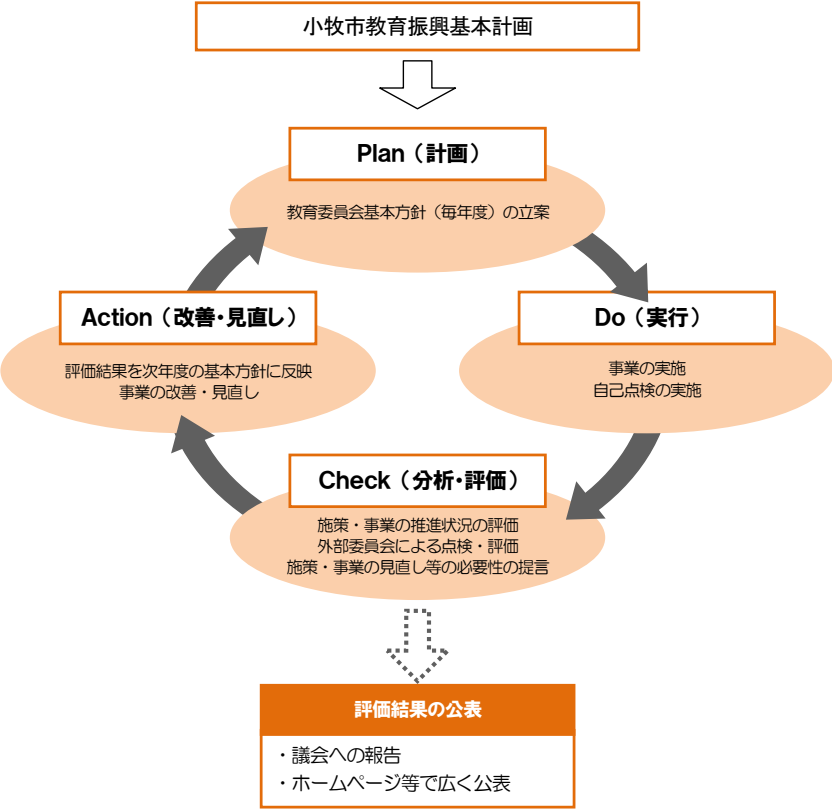
また、変化する社会情勢等に適切に対応するため、本計画は策定から5年後を目途に見直しを行います。その際には、アンケート等による市民意見の把握に努め、計画の進捗状況を踏まえた上で、改訂計画を策定します。

(2) 計画の評価・検証体制

①PDCAサイクルによる推進

本計画の施策・事業は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき毎年度実施している、「教育に関する事務執行状況の点検・評価」により実施状況を点検・評価していきます。

毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理して自己評価を行い、その結果を教育委員会事務局が取りまとめ、外部委員会において推進状況の確認・評価を行います。そしてその結果を議会に報告し、広く市民や保護者等に公表するとともに、必要に応じて改善を図り、次年度以降の施策・事業の展開に反映させながら、より良い教育行政の推進に努めます。



②評価指標の考え方

本市の最上位計画である「小牧市第6次総合計画・新基本計画」(計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度)では、取組の達成状況を定量的に測定するための指標を設定しています。「教育・子育て」「文化・スポーツ」等の、本計画に関連する分野についても複数の指標が設定されているため、これらの指標を合わせて参考とします。

指標は、本計画の施策・取組の総合的な成果を測定するものとして位置づけ、取組の進捗状況と合わせて定期的に確認していくことで、その結果を市政の継続的な改善・向上(スパイラル・アップ)に生かします。

また、指標については、外部委員会を中心に、施策目的に対する取組の状況を評価・分析する中でその有効性を確認し、必要に応じて見直しを行っていきます。

基本目標 1 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

指標名	基準値	目指す方向性
こどもが学校へ元気に通い、学校で楽しく過ごしていると思う保護者の割合	92.7% (H24 年度)	↗
学校が楽しいと思うこどもの割合	89.9%	↗
児童の授業理解度(小学国語)	81.9% (H24 年度)	↗
児童の授業理解度(小学算数)	82.7% (H24 年度)	↗
生徒の授業理解度(中学国語)	74.0% (H24 年度)	↗
生徒の授業理解度(中学数学)	69.5% (H24 年度)	↗
都市間交流事業参加児童の保護者で「交流により、こどもが成長した」と回答した割合	—	↗

基本目標 2 認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成

指標名	基準値	目指す方向性
こどもが学校へ元気に通い、学校で楽しく過ごしていると思う保護者の割合	92.7% (H24 年度)	↗
学校が楽しいと思うこどもの割合	89.9%	↗
市内小中学校における不登校者のうち、登校できるようになった者および、良い変化があった者の割合	46.2%	↗
おはなし会などの参加人数	7,375 人	↗
給食が楽しみと思うこどもの割合	84.3%	↗
学校給食で地元農産物を使った日数の割合	15.1%	↗

基本目標3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり

指標名	基準値	目指す方向性
こどもが学校へ元気に通い、学校で楽しく過ごしていると思う保護者の割合	92.7% (H24年度)	↗
これから小牧で育っていききたいと思うこどもの割合	79.1%	↗
学校が楽しいと思うこどもの割合	89.9%	↗
通学路の安全対策実施率	20.3%	↗

基本目標4 家庭・地域・学校との連携による教育の推進

指標名	基準値	目指す方向性
青少年の補導人数	2,152人 (H25年)	↘
中学生の地域活動への参加率	36.2%	↗

基本目標5 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり

指標名	基準値	目指す方向性
生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	15.7%	↗
生涯学習活動による成果を地域社会に活かしている市民の割合	40.2%	↗
市民の図書館に対する満足度	55.4%	↗
市民講座が開かれていていることを知っている市民の割合	78.3%	↗
市民講座受講者数	1,947人	↗
市民講座を受講して、社会貢献活動をしてみたいと思った市民の割合	—	↗
こまなびサロン [※] を知っている市民の割合	24.5%	↗
生涯学習に関する相談件数	152件	↗
社会活動の支援や指導に関わってみたいと思う市民の割合	36.1%	↗
市民1人あたりの図書などの年間貸出冊数	7冊	↗
1年以内に図書館を訪れたことがある市民の割合	36.1%	↗
男女の区別なく活動できていると思う市民の割合	58.4%	↗
子育て・介護と仕事の両立のための支援が充実していると思う市民の割合	46.4%	↗
男女共同参画という言葉の意味を知っている市民の割合	45.8%	↗
男女共同参画をテーマとした各種講座・講演の参加者数	4,471人	↗
審議会等附属機関への女性の登用率	28.1%	↗
ウィメンズネットこまきの加入団体数	14団体 (H25年度)	↗
女性相談の窓口を知っている女性の割合	52.1%	↗
女性相談でDV相談が受けられると知っている女性の割合	69.7%	↗

基本目標6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

指標名	基準値	目指す方向性
市民（成人）の週1回以上のスポーツ（運動）実施率	37.6%	↗
体育施設の年間利用者数	1,518,827人	↗
各種スポーツ教室・講座参加者満足度	—	↗
市民スポーツ大会などへの参加者数	17,121人	↗
各種スポーツ教室・講座への参加者数	2,995人	↗
スポーツ振興会 [※] を知っている市民の割合	63.1%	↗
スポーツ指導者の養成講座・講習会の参加者数	112人	↗
公共のスポーツ施設の利用者満足度（スポーツ公園運動施設）	88.9% (H24年度)	↗
公共のスポーツ施設の利用者満足度（南スポーツセンター）	75.0% (H24年度)	↗
公共のスポーツ施設の利用者満足度（温水プール）	—	↗

基本目標7 市民がとらにつくる文化・芸術の振興

指標名	基準値	目指す方向性
日頃から文化芸術に親しんでいる市民の割合	49.9%	↗
市主催の文化芸術イベントへの来場者数	32,331人	↗
来場者の満足度	96.2% (H24年度)	↗
支援を行った文化芸術団体の事業参加者数	35,804人	↗
こどもまたは親子で参加する文化体験教室などの参加者数	300人	↗

基本目標8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承

指標名	基準値	目指す方向性
小牧の歴史・文化に興味・関心を持っている市民の割合	63.1%	↗
指定文化財の数	40件	↗
小牧市のシンボルが「小牧山 [※] 」と思う市民の割合	87.5%	↗
歴史・文化講座の参加者数	3,226人 (H25年度)	↗

③他計画との関係

「第3次小牧市生涯学習推進計画（計画期間：平成25年度～31年度）」「小牧市スポーツ振興計画（計画期間：平成22年度～31年度）」「第2次小牧市文化振興ビジョン（計画期間：平成28年度～32年度）」は、それぞれの計画期間満了とともに、本計画に統合されます。統合までの期間は管理が重複するため、平成29年度以降は、各計画の推進や評価を行う会議等に意見を求めながら、本計画の進捗管理体制に基づき施策・事業を推進します。

各計画の推進・評価組織

計画の区分	意見を求める会議等
生涯学習推進計画 文化振興ビジョン	生涯学習審議会
スポーツ振興計画	スポーツ推進審議会

資料編

(1) 策定の経過

■小牧市教育大綱

年月	実施事項
平成27年 7月14日	第1回小牧市総合教育会議（平成27年度）
平成28年 5月24日	第1回小牧市総合教育会議（平成28年度）
8月23日	第2回小牧市総合教育会議
11月14日	第3回小牧市総合教育会議
平成29年 1月17日	第4回小牧市総合教育会議
2月2日～3月3日	パブリックコメント※の実施
3月30日	第5回小牧市総合教育会議

■小牧市教育振興基本計画

年月	実施事項
平成28年 1月27日	第1回小牧市教育振興基本計画検討会議
2月23日	第1回小牧市教育振興基本計画調査検討委員会
2月27日～3月7日	市民アンケート調査の実施
2月28日～3月6日	児童生徒アンケート調査の実施
2月28日～3月7日	保護者対象アンケート調査の実施
5月12日	第2回小牧市教育振興基本計画調査検討委員会
5月30日	第2回小牧市教育振興基本計画検討会議
7月28日	第1回小牧市教育振興基本計画調査検討委員会（学校教育関係部会）
8月1日	第2回小牧市教育振興基本計画調査検討委員会（学校教育関係部会）
10月7日	第3回小牧市教育振興基本計画検討会議
11月17日	第4回小牧市教育振興基本計画検討会議
平成29年 2月2日～3月3日	パブリックコメント※の実施
3月24日	第5回小牧市教育振興基本計画検討会議

総合教育会議名簿

役 職	氏 名	備 考
小牧市長	山下 史守朗	
小牧市教育委員会教育長	安藤 和憲	
小牧市教育委員会教育委員	代田 玲子	平成 28 年 9 月 30 日まで
小牧市教育委員会教育委員	斎藤 由美	
小牧市教育委員会教育委員	伊藤 敬一	
小牧市教育委員会教育委員	山田 周司	
小牧市教育委員会教育委員	伊藤 和子	平成 28 年 10 月 1 日から

市政戦略本部名簿

役 職	氏 名	備 考
小牧市長	山下 史守朗	※本部長
副市長	沖本 一治	※副本部長
教育長	安藤 和憲	※アドバイザー
市長公室長	伊木 利彦	
こども未来部長	小塚 智也	
教育部長	大野 成尚	

(2) 検討組織

①小牧市教育振興基本計画検討会議

小牧市教育振興基本計画検討会議設置要綱

〔平成 27 年 11 月 27 日〕
〔27 小教総第 1414 号〕

(設置)

第 1 条 本市が目指すべき教育のあり方、理念及び目標を示すとともに、生涯学習、文化及びスポーツ関連の計画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を体系的に定める計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定に伴い、教育の専門知識及び経験を有する者から専門的な意見を聴くため、小牧市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、市が作成した教育振興基本計画の案について、専門的な立場から意見を述べるものとする。

(組織等)

第 3 条 検討会議は、委員 11 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から教育振興基本計画の策定の完了の日までとする。

(会長)

第 4 条 検討会議に会長を置き、委員のうちから教育長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議は、会議において、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 11 月 27 日から施行する。

2 この要綱は、第 3 条第 3 項に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

小牧市教育振興基本計画検討会議委員名簿

		◎…会長 ○…会長職務代理者		
区分		所属等	役職	氏名
全体	学識経験者	名古屋大学	教授	◎ 柴田 好章
	学識経験者	名古屋経済大学	名誉教授	○ 伊藤 健次
学校教育関係	学校	小牧市立学校校長OB		倉知 雪春
		小牧市立学校校長OB		永井 勝彦
		校長会		中 谷 直 (平成28年3月31日まで)
		校長会		植松 浩二郎 (平成28年4月1日から)
	保護者	小牧市小中学校PTA連絡協議会	平成27年度副委員長	今枝 健
		小牧市小中学校PTA連絡協議会	平成27年度母親副委員長	青山 絵美
社会教育関係	生涯学習関係	生涯学習推進会議	委員	森澤 洋美
		図書館協議会	委員	舟橋 尚女
	文化振興関係	文化振興推進会議	委員	丹羽 三枝子
	スポーツ関係	スポーツ推進審議会	会長	長尾 英俊

(敬称略、順不同)

②小牧市教育振興基本計画調査検討委員会

小牧市教育振興基本計画調査検討委員会設置要綱

平成27年11月27日
27小教総第1519号

(設置)
第1条 本市が目指すべき教育のあり方、理念及び目標を示すとともに、生涯学習、文化及びスポーツ関連の計画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を体系的に定める計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定に当たり調査検討を行うため、小牧市教育振興基本計画調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）を置く。
(所掌事項)
第2条 調査検討委員会は、教育振興基本計画の素案の作成のための調査及び検討を行い、教育委員会に報告するものとする。
(組織等)
第3条 調査検討委員会は、委員24人以内で組織する。
2 委員は、教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の部長、次長、課長、主幹、課長補佐及び副主幹の職にある者、こども未来部の課長及び課長補佐の職にある者並びに教職員のうちから教育委員会が指名するものをもって充てる。
3 委員の任期は、任命の日から教育振興基本計画の策定の完了の日までとする。
(委員長)
第4条 調査検討委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。
2 委員長は、会務を総理し、調査検討委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)
第5条 調査検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。
2 調査検討委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務)
第6条 調査検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。
(雑則)
第7条 この要綱に定めるもののほか、調査検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査検討委員会に諮って定める。
附 則
1 この要綱は、平成27年11月27日から施行する。
2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

小牧市教育振興基本計画調査検討委員会委員名簿

平成 27 年度

区分	氏名	備考
全体	大野 成尚	教育部長
学校教育関係	伊藤 一裕	教育部次長（学校教育担当）
	松永 有紀彦	教育総務課長
	植松 浩二郎	学校教育課長
	梶田 光俊	学校教育課指導主事兼主幹
	塚本 真也	学校教育課指導主事兼副主幹
	采女 隆一	学校教育課指導主事兼副主幹
	佐野 吾朗	学校教育課指導主事兼副主幹
	古里 一成	学校給食課長
	長谷川 隆司	保育課長
	中谷 直	教員代表（光ヶ丘中学校 校長）
	中川 裕子	教員代表（小牧南小学校 教頭）
	新家 秀昭	教員代表（小牧西中学校 教務主任）
	大久保 和則	教員代表（味岡中学校 校務主任）
社会教育関係	舟橋 泉	教育部次長（社会教育担当）
	岩本 淳	生涯学習課長
	船橋 嘉成	まなび創造館長
	伊藤 京子	東部市民センター所長
	鈴木 鉦春	味岡市民センター所長
	永井 信保	北里市民センター所長
	山田 久	図書館長
	須崎 弘子	こども政策課長
	村田 吉隆	文化振興課長兼小牧山課長
	落合 健一	スポーツ推進課長

（順不同）

平成 28 年度

区分	氏名	備考
全体	大野 成尚	教育部長
学校教育関係	伊藤 一裕	教育部次長（学校教育担当）
	松永 有紀彦	教育総務課長
	中谷 直	学校教育課長
	梶田 光俊	学校教育課指導主事兼主幹
	千田 道子	学校教育課指導主事兼副主幹
	采女 隆一	学校教育課指導主事兼副主幹
	佐野 吾朗	学校教育課指導主事兼副主幹
	古里 一成	学校給食課長
	長谷川 隆司	保育課長
	植松 浩二郎	教員代表（小牧西中学校 校長）
	中川 裕子	教員代表（小牧南小学校 教頭）
	新家 秀昭	教員代表（小牧西中学校 教務主任）
	大久保 和則	教員代表（味岡中学校 校務主任）
社会教育関係	鍛冶屋 勉	教育部次長（社会教育担当）
	岩本 淳	生涯学習課長
	船橋 嘉成	まなび創造館長
	伊藤 京子	東部市民センター所長
	平岡 麗子	味岡市民センター所長
	野口 正三	北里市民センター所長
	山田 久	図書館長
	永井 政栄	こども政策課長
	村田 吉隆	文化振興課長兼小牧山課長
	落合 健一	スポーツ推進課長

（順不同）

（３）用語説明

【あ行】

用語	解説
アクティブ・ラーニング	教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。

【か行】

用語	解説
学習指導要領	文部科学省が定めた、小・中・高等学校及び特別支援学校において、教育内容や計画を作成する際に基準となるもの。
学習チューター	小牧市内の公立幼稚園及び小中学校で、こどもたちの授業や生活の支援などを行う人のこと。
学校カウンセラー	臨床心理に専門的な知識・経験を有し、学校において児童生徒の心の悩みに対応する専門家のこと。
キャリア教育	少子高齢社会の到来や雇用形態の多様化・流動化など、進路をめぐる環境が大きく変化している中、こどもたちが激しい社会の変化に対応し主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や、しっかりとした勤労観・職業観を身に付け、それぞれが直面する課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立できるようにする教育。
合理的配慮	障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。
小牧山	国指定史跡。市街地の西に位置する標高 85.9m の小山。永禄 6（1563）年に織田信長が小牧山に築城し、清須から居城を移した。
こまなびサロン	市公民館（市民会館）４階にある生涯学習に関する相談や情報提供、講座の企画・運営を行っている生涯学習推進のための拠点。
コミュニティ	区（自治会）・小学校単位の活動を含め、一定地域での居住に基づく人々の集団。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域の人々が、学校運営に意見を反映させながら、協働してこどもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」の仕組みのこと。

【さ行】

用語	解説
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

用語	解説
しのおかの桃	小牧の桃は、市東部の篠岡地区で明治時代から栽培が始められ、現在では県内有数の産地となっている。特に「しのおかの桃」は独特の赤土と日当たりの良い斜面を利用して作られるため、玉太りがよく糖度も高いため全国的にも名高く、逸品として知られている。
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。
スクールソーシャルワーカー	こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする専門家のこと。
スポーツ振興会	地域住民が主体となり、地域でのスポーツ振興を行っている会。
セルフディフェンス講座	こども自身が、自分を守るための具体的な知識や技能を学ぶ講座。

【た行】

用語	解説
電子黒板	描いた内容を電子的に変換することが可能なホワイトボードのこと。
特別支援教育	障がいのあるこどもの自立と社会参加を支援するための教育のこと。

【な行】

用語	解説
ニート	15～34 歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者のこと。若年無業者。
ノルディックウォーク	２本のポールを使ってウォーキングを行うスポーツ。

【は行】

用語	解説
パブリックコメント	市民生活に広く影響を及ぼす基本的な施策などを策定する際に、その案を事前に公表して意見を募集し、それを考慮して意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き。
ファシリティマネジメント	施設の長期的な保全や利活用など目的とした、総合的な施設の管理手法のこと。
ブックスタート	４か月児の赤ちゃんへ絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントする事業。
放課後子ども教室	放課後や週末等を活用して、地域の参画によりこどもたちにスポーツ・文化活動、地域との交流活動、学習等の取組を実施する活動のこと。
放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業として学校の余裕教室などを利用して児童等に放課後の遊び場や生活の場を提供するもの。対象は保護者が就労などで留守家庭の小学生児童。
ボランティア	自発的な意志に基づいて無報酬で社会事業などに技術援助、労務提供を行うなどの奉仕活動をする人。

【ま行】

用語	解説
まなび創造館女性センター	まなび創造館に設置された男女共同参画社会づくりの拠点施設。

【や行】

用語	解説
八雲町	北海道渡島半島の北部にある人口約2万人の町。明治時代に尾張藩から八雲へ入植し、開拓を行ったのが八雲町の始まり。昭和57（1982）年に尾張徳川家が小牧市と八雲町との交流を提言されたのがきっかけで友好都市交流を行っている。

【ら行】

用語	解説
レファレンスサービス	図書館の職員が利用者に対し、学習等に必要図書の情報提供などを支援するサービスのこと。

【わ行】

用語	解説
ワークショップ	一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。

【アルファベット】

用語	解説
I C T	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す。I Tに比べて、「情報」に加えて「コミュニケーション」性が具体的に表現されている点に特徴があり、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービス。